

第26回平成21年9月与謝野町定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成21年9月25日

開閉会日時 午前9時30分 開会 ～ 午後4時44分 延会

招集の場所 与謝野町議会会議場

1. 出席議員

1番	野村生八	10番	糸井満雄
2番	畠山伸枝	11番	勢旗毅
3番	上山光正	12番	多田正成
4番	廣野安樹	13番	今田博文
5番	小林庸夫	14番	谷口忠弘
6番	家城功	15番	赤松孝一
7番	伊藤幸男	16番	服部博和
8番	浪江郁雄	17番	有吉正
9番	井田義之	18番	森本敏軌

2. 欠席議員

(なし)

3. 職務のため議場に出席した者

議会事務局長 奥野 稔 書記 河邊 恵

4. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者

町 長	太田 貴美	代表監査委員	足立 正人
副 町 長	堀口 卓也	教 育 長	垣中 均
総 務 課 長	大下 修	教育委員長	白杉 直久
企画財政課長	吉田 伸吾	商工観光課長	太田 明
岩滝地域振興課長	藤原 清隆	農 林 課 長	浪江 学
野田川地域振興課長	宇野 準一	教育推進課長	土田 清司
加悦地域振興課長	和田 茂	教 育 次 長	鈴木 雅之
税 務 課 長	日高 勝典	下 水 道 課 長	西村 良久
住民環境課長	永島 洋視	水 道 課 長	吉田 達雄
会 計 室 長	金谷 肇	保 健 課 長	泉谷 貞行
建 設 課 長	西原 正樹	福 祉 課 長	佐賀 義之

5. 議事日程

日程第 1 議案第114号 与謝野町給水条例の一部改正について

			(討論～表決)
日程第 2	議案第 1 1 6 号	町道路線の変更について	(質疑～表決)
日程第 3	議案第 1 1 7 号	財産の取得について	(質疑～表決)
日程第 4	議案第 1 1 8 号	三河内簡易水道三河内浄水場新設 (電気計装設備) 工事請負契約の締結について	(質疑～表決)
日程第 5	議案第 1 1 9 号	三河内簡易水道三河内浄水場新設 (土木) 工事請負契約の締結について	(質疑～表決)
日程第 6	議案第 1 2 0 号	奥滝辺地に係る総合整備計画の策定について	(質疑～表決)
日程第 7	議案第 1 2 1 号	山河辺地に係る総合整備計画の策定について	(質疑～表決)
日程第 8	議案第 1 2 2 号	香河辺地に係る総合整備計画の変更について	(質疑～表決)
日程第 9	議案第 1 2 3 号	岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更について	(質疑～表決)
日程第 10	議案第 1 2 4 号	堂谷辺地に係る総合整備計画の変更について	(質疑～表決)
日程第 11	議案第 1 2 5 号	平成 2 1 年度与謝野町一般会計補正予算 (第 5 号)	(質疑)

6. 議事の経過

(開会 午前9時30分)

議長(森本敏軌) 皆さん、おはようございます。

きょう、また一日暑くなりそうですが、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます。ただいまの出席議員は18人です。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付しております議事日程に従い進めたいと思います。

日程第1 議案第114号 与謝野町給水条例の一部改正についてを議題とします。

本案については、既に質疑は終わっておりますので、直ちに討論に入ります。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

上山議員。

3番(上山光正) 皆さん、おはようございます。ご苦労さんです。

それでは、議案第114号 与謝野町給水条例の一部改正に対して異議があり、討論を行います。

水道事業会計は、水道需要の実態に合わせた公共性が求められ、安定的、持続的に必要な生活水の供給が強く望まれているとともに、特に家庭用水を低額に抑える政策的な配慮を行い、質、量、両面にわたり安定した供給体制の確立と水道事業の経営を考慮すれば、採算性は重要な要素でもある。しかも住民の命を守る水の安定供給と効率的な運営の達成を目的とした水道整備計画を樹立すべきであることは言を待つまでもなく基本的に指示し、積極的に推進されることを期待するものであります。したがって、地域の特性に応じた基準を定め、その絶えざる修正、変更を可能にする仕組みの確立こそ、新しいまちづくり与謝野町の転換につながる政策となるよう、方向づけることも重要であるわけであります。

一方で平成19年度の国の補助基準の見直しにより、平成28年度までに簡易水道をすべて上水道に事業統合、経営統合をすることとなった。そこで、与謝野町の実態は、岩滝地域が上水道、加悦・野田川地域が簡易水道で、水の需要にこたえてはいる。単純に給水単価の比較だけで、水道料金の統一を図ることは拙速強権的であり、より細分化した地域の意向を踏まえた基準とすべきで、直線的な内容の凝視から、地域の特性に応じた確かな料金体系を提言しておきたい。それは従来の基本水量10立方メートルを5立方メートルに基準数値の引き下げも、その一つの選択肢であり、水道料金の値上げは地域住民の生活環境を大きく損ねることが予想されることから、高齢者の家庭、生活弱者、低所得者にも配慮が必要であり、この支線を怠ると公共サービスの根幹を揺るがし、命を守る生活水への影響は、さらに窮屈となり、一段と深刻な状態になってくる。

与謝野町の水道料金の統一は、まとまった規模の上水道と、山間部に点在する簡易水道とは供給原価、単価も当然異なっており、画一的な統一を御旗に、上下水道審議会からの答申によると、町の一体感を目指す意味においても料金の一元化を願う。また、町民の一体化を考慮された基本料金1,500円の簡易水道事業と同額となる改定原案を妥当と判断すると、このようにあるわけであります。

本末転倒も甚だしく、この問題点は改定原案の提出に起因しているわけだが、審議委員の生活水準から見れば、少額値上げの150円、されど少額の年金世帯、あるいは独居老人家庭、生活

保護家庭、低所得者層などの150円は非常に重い。このことを思い知るべきである。2日間の街頭説明を聞かれた中には、現況を訴えられた民生委員の方もあり、困窮家庭の実態の実例を挙げて説明され、値下げでも補助でも減免でも給付でも何でもいい、とにかく早急な救済措置の必要性を強く訴えられたわけであります。

値上げありきで審議された結果、弱者に痛みを押しつけ混乱を生んでいる。上水道の公営企業で苦勞された先人を無視した文言であるとも、私はこの文言に強い憤りを感じているわけであります。加えて与謝野町の公平性、町民負担の妥当性、生活階層の影響を改めて検証し、低所得者家庭を視野に入れた論議を重ねることであり、特に拙速は避けるよう注文をつけておきたい。

しかし、平成20年度まで、上水道の生活用水は最低限度を超えた低廉な単価で供給をしている。このことは、将来の水道事業の経営を考慮すれば、採算性重視の枠外で事業展開が行われてきたわけですが、耐えがたい一面、高齢化、核家族化による独居老人家庭や低所得者層への現状に配慮もしてあるわけであります。かといって、年間約2,000万円近くの減額は、赤字は正常値ではないと私は思っております。地域の理解が得られる時期まで、繰越金でしのぐ手法もまた必要かとも思うが、時節柄、値上がりへの緩和措置も考えておくべきでもあると思う。

さらに、地域の区長が捺印をした意見書は、重く受けとめたがゆえ、約1年間の猶予を取ったとのことでありますが、この間、何の進展もなく、結果は問答無用の一刀両断に切り裂かれたわけであります。主権者は住民であったはずですが、この意味からすると、今回の改正案は、主権者不在でもあったと思います。

今後は、該当する地域住民の視点に立って、全体的な概要説明を詳細に行うことであり、住民の意見聴取など、実態調査も、これまた必要であると思われまます。

水道料金の統一を図る前に、まず行わなければならないのは、異なる経理上の整理を優先させ、地域の意向を踏まえた基準にすべきで、本計画の料金体系の統一は、公共料金の公平さをも失わせるものである。したがって与謝野町には、地元の説明を尽くす義務と、全体の奉仕者としての誠実さが必要だと提言して討論を終わります。

議長（森本敏軌） 次に、本案に対する賛成意見の発言を許します。

井田議員。

9番（井田義之） 私は、本案について、賛成の立場で討論をして、皆様のご理解が得たいというふうに思っております。

まず、昨日ありました糸井議員なり廣野議員、上山議員の言われた、いろいろな中で、糸井議員の適正価格とか、廣野議員の28年の統合後には、まだ上がるのではないとか、上山議員のいろいろな、今も出ましたけれども上水と簡水との比較も・・・ではできてないのではないかという意見については、正論であろうというふうに思いますし、私自身も岩滝町の住民の方々のことを考えれば、旧岩滝町の住民の方々の意見を考えれば、当然の発言であろうというふうに十分理解をしておりますが、私は過日の一般質問にも申し上げましたように、合併から3年6カ月が経過して、今、一つの町になるという大前提があるという気持ちを強く思っております。

そういう中で合併後、いろいろな問題点はありましたけれども、例えば街灯も岩滝町のルールに合わせたり、また溝掃除については加悦町のルールの近いような状態に合わせたり、そうして一つの町になろうという努力がなされております。

合併ですべての財産を持ち寄ったわけでありましてけれども、私も合併する以前、岩滝町には一つの小学校、一つの水道、2分の1の中学校、そして10平方キロという狭い地域で、本当に財政運営的にはうらやましい地域だということを常に感じておりました。それは3年半前に合併した岩滝の実態であります。今は与謝野町になって九つの小学校、二つと2分の1中学校、その他もろもろの施設が与謝野町の財産として、正の財産もありますし、負の財産もあります。そこをしっかりと見詰めながらやっていかなければならない。水道においても、岩滝町では先ほどから、きのうからどんとどんと出おります水道事業会計があり、野田川町と加悦町には簡易水道事業が、野田川で5カ所、5カ所というのが5簡水、加悦で8簡水があります。これも与謝野町の財産です。与謝野町として、その財産をいかに効率よく、財政運営をしていくかというのが我々に与えられた使命ではないかなというふうに思っております。

1, 350円が1, 500円に上がることにつきましては、確かに町民の方々に対する負担というのは大きなものがあるかもしれませんが、いつの時期にそれを統一をして、簡水と上水との違いは十分理解しておりますものの、やはり町民の負担というのが平等であるということが、私は一つの町になるための、絶対的な要素ではありませんけれども、大きな要素であるというふうに理解をいたして、賛成討論にかえさせていただきたいと思いますが、ここで最後に一つ、行政の方々をお願いしておきたいのは、そういう状態の中で、岩滝地域の方々にも少しでも理解をいただくための努力を、きのうも言いました、22年4月1日までに、しっかりとお願いをいたしまして、私の賛成討論とさせていただきますので、皆さん方のご理解をどうかよろしく願いいたします。

議長（森本敏軌） ほかに討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第114号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森本敏軌） 起立多数であります。

よって、議案第114号 与謝野町給水条例の一部改正については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第2 議案第116号 町道路線の変更についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

議長（森本敏軌） これより質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第116号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第116号 町道路線の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、日程第3 議案第117号 財産の取得についてを議題とします。

本案についても、既に提案理由説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

井田議員。

- 9 番（井田義之） それでは、総務課長ちょっと教えてください。私は以前から消防車について、最近はまだ4トン車でも性能が、エンジンの馬力もかなりアップしておいて、もう石川でもそうすけれども、与謝野町の中の狭い道路に入るのに4トン車が適切だということで申し上げてきたんですが、ちょっと私は、それこそわからないので教えてほしいんですが、その総排気量4009リットルということなんですが、従来4トン車というのは3,980とかいうのが4トン車です。この4009リットルというのは5トン車ということなのかどうか、ちょっとそのことだけ1点お願いいたします。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 今、お尋ねの件は、排気量が4,009リットルということでございます。何トン車というのは、この総重量の7,300キロだというふうに解釈をしておりますけれども。

- 9 番（井田義之） ほんなら8トン車ということですか。

総務課長（大下 修） 7.3トンといたしますか。

- 9 番（井田義之） いやいや、もう8トン車、もう1,000キロ単位で切りますんで、トン数については、8トン車ということですか。

ほんなら終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより議案第117号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第117号 財産の取得については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第4 議案第118号 三河内簡易水道三河内浄水場新設（電気計装設備）工事請負契約の締結についてと、日程第5 議案第119号 三河内簡易水道三河内浄水場新設（土木）工事請負契約の締結についての2件について、一括議題とします。

本案についても、既に提案説明の理由は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。
質疑ありませんか。

井田議員。

- 9 番（井田義之） それでは、工事内容については、私もよくわかりませんので、入札の状況について、入札の状況はどなたが答えてくれるかわかりませんが、お願いしたいというふうに思います。

まず、この2件、予定価格と最低価格は幾らであったのかお願いいたします。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えします。

まず、電気計装設備の方から申し上げます。予定価格につきましては、税抜きでいいですか。

- 9 番（井田義之） 税込みでいい。

水道課長（吉田達雄） 税込み。8,816万3,250円。最低制限価格につきましては7,680万5,400円。

続きまして、土木工事の方でございますが、土木工事の方の予定価格は5,121万7,950円。

それから、最低制限価格でございますが4,355万6,100円でございます。

議長（森本敏軌） 井田議員

- 9 番（井田義之） この土木工事の方ですけども、ここで以上8業者ということで、8業者入札に参加しておられます。最低制限価格の4,355万6,100円、これに応札をされた業者は何業者あったのですか。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えします。

参加業者は8業者でございます、最低価格での応札者は7業者でございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

- 9 番（井田義之） 町長にお尋ねします。

8業者、地元の業者を八つ指名というのか、指名されて、そのうちの7業者が最低制限価格に応札をされて、その中でくじ引きという状態ですね。この点について、何かいい方法がないかなと思ったりするんですが、これで結局、いわゆる、この状態がどうなのかということと。それから、総合評価方式ですね、総合評価方式で、同じ金額であっても、いわゆる与謝野町に対する貢献度の高いところを落札業者にするという方法もあろうと思うんですけども、そういうようなことの検討がなされておるのかどうか、この入札の7業者が最低制限価格に応札をされて、くじ引きをされても、とにかく取りたいんだという気持ちに対する町長の考え方。

それから、その総合評価方式等についての、今後の方針等がもしあればお聞かせ願いたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今回の、これも抽せんということになりましたけれども、ここへきて、割合そういう全業者がくじ引きでということもありますけれども、場合によっては、また違った形も出てきております。そんな中でのいろいろと検討もしておりますけれども、副町長を筆頭に指名委員会の方をやっておりまして、その中で今、鋭意、それらについても検討してくれているというふうに思っておりますので、その件につきまして、もう少し詳しく副町長の方から答弁をさせます。

議 長（森本敏軌） 堀口副町長。

副 町 長（堀口卓也） 井田議員のご質問に、私の方からも少しお答えをさせていただきたいと思えます。

8社のうち7社が最低制限価格で、抽せんが決まったということでもあります。いろいろなお考えがあろうかと思えますけれども、7社につきましては、非常に頑張って応札をいただいたというふうに理解をいたしております。

議員もご承知のように、与謝野町の現在の最低制限価格、それから予定価格も含めまして、事前に公表する、今の方式ですけれども、いろいろと新町になりまして、この間、職員の不祥事も含めまして、いろいろなことがございました。

合併以降、毎年のように入札、あるいは指名のあり方につきましては検討、改善を加えてきておりまして、そして現在の方法があるわけです。一部の業者の声としましては、議員が言われたように、非常に、抽せんという事案が結構ありますので、検討をしてほしいという声も確かに承っておりますが、今のところ、これにかわるもっといい方法というのは、いろいろ検討はいたしておりますけれども、今の与謝野町の置かれた状況、それから町の力量から申し上げますと、これが一番いいというふうに考えております。

そんな中で総合評価方式についてのご提案がございました。もちろん、この間、指名委員会の中では総合評価方式についても、それから近隣の市や町、京都府なんかも、もう既に実施をされておりますけれども、電子入札はどうであるとか、いろいろな検討は、この間、続けております。ただ、総合評価方式につきましては、発注者側が一定、業者の評価をせないかんというあたりで、評価の基準であるとか、余り恣意に働かないように、主観ばかりじゃなくて、客観的な評価ができるようにするためにはどうしたらいいかというところで議論が、そこから先にいってないというのが状況でございます。ただ、この間、この議場の中でもそうでしたし、総合評価方式やら電子入札やら多くの課題がありますので、引き続いて検討はしなくてはならないと思ってますし、のんびりと構えておるような課題ではないというふうに認識をいたしておりますけれども、現状は、先ほど申し上げましたようなことで、総合評価方式を採用するには至っておりません。以上でございます。

議 長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 以前、赤松議員の一般質問の中でも、いろいろな入札方式についての疑問点の投げかけがありました。やはり、私は以前から申し上げておりますように、今、地元業者を守るということも大変大切な要素になってきておると、以前は育成をするという言葉でしたが、今は守るという方向が大変大切な要素になってきておるといふふうに感じております。

これも前に申し上げましたけれども、ある社長が、もう入札に行く子に「おまえらは、数字でもどうでもええで、お宮さんにきばって参って、くじ引きに勝てるように押んで来い」というようなことを冗談半分、本気半分で言われたというようなことも申し上げましたけれども、やはり

そういうことが本当に妥当なのかどうか、私は大いに疑問を持っておりますので、大変、今、副町長からありましたように、この制度については、どれがいいのかというのは、本当に難しいというのは、私自身も理解は十分にいたしております。

ただ、今のままでいいかという、これも問題点があるということでございますので、総合評価方式でも京都府がやっております、総合評価方式にしても同じ数字になったときに、特定の業者に、みんな流れてしまうという問題もあります。これは総合評価方式で点数の多いところはどうしても流れるんです、同じ数字の場合。だから、そういういろいろな問題があるんですけれども、そこを、その殻を打ち破っていただく努力を、ここで改めてお願いをしておきたいというふうに思います。

次に、電気計装の方に入ります。土木の方は、先ほどありましたように7業者が最低価格で、この電装の方はそうではなしに、最低価格で請け負いされておりますけれども、これも。一応この参加業者、4業者がいつも、そのうちの1業者が取られるというのが、私の頭の中にはあります。間違っておるのかどうかということが質問したいんですが、あとの3業者が与謝野町になってから取られた実績が何件あるのか。この業者は大抵、同じ業者が、この電気計装については入札に入っておられます。今回の桐田機工さんが取られた確率は何パーセントなのか、朝日企業さん、盛電工業さん、大同電機製作所さんは何件取られておるのか、すみませんけれどもお願いをいたしたいと思います。わからなければ大ざっぱな数字でも結構です。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えします。

与謝野町になってからですね。与謝野町になってからは、桐田機工さん以外の実績はございません。以上です。

9番（井田義之） 桐田機工、何件。

水道課長（吉田達雄） ちょっと件数までは、すみません。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） 私がここで申し上げたいのは、いわゆる先ほど言いました、この資料に出ておりますあとの3業者、もし、こうして入札に、指名願も出されて、指名願の審査で通ってお願いをして応札をしていただくわけですけれども、取る気がないのなら、与謝野町の今、土工の方、もう全員がくじ引きをしてでも取りたいという気概がある。ところが、このあとの3業者が、もし取る気がないのなら、ほかの業者、本当にほしい業者に指名してでも一定の競争をせよ、それが指名競争入札じゃないかなというふうに思うんですが、その件についてもやはり副町長ですか、もうこれ以上課長に、副町長の方としての考え方を指名の制度における質問をさせていただきます。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 議員のご質問にお答えをいたします。

先ほど水道課長が申し上げましたように、確かに新町になってから、何件かの工事につきましては、特定の業者、今回の業者であります、ばっかりでございます。結果といたしまして、そういうことになっております。

この手の工事につきましては、どういった業者を指名するかということで、もちろん本町に指

名願が出ているのは当然でありますけれども、会社の規模であるとか、技術者の数であるとか、あるいは近隣の工事实績であるとか、旧町における工事实績とか、いろいろな条件を総合的に判断をいたしまして、今回のこの4社を指名をしておるわけです。取る気がないのかというお話もありましたけれども、きちっと責任ある方が入札におみえになって、きちっと札も入れていただいておりますので、取る気がないとかいうことは、ほかの3社につきましてもないというふうに考えております。ただ、結果としましては、この間、実績が多い、今回ご提案を申し上げていまず会社ばかりになっておりますけれども、ほかの3社につきましても頑張って応札はしていただいております。

それから、参考に申し上げますと、この入札に当たりましては、最低制限価格で抽せんになったということではなくて、今回、ご提案申し上げております業者さんが一番頑張って最低の価格で、一番低い価格で応札をいただいたと、残り3社の方につきましては、もう少し高かったという、そういう結果であります。

以上でございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） 先ほどの比較ですけれども、土工の方は、8社のうち7社が最低制限価格でくじ引きと、ここの4社の場合には、最低制限価格が落札業者1社で、あとは最低制限価格でなかったというあたりでも、やはり大きな差があるんです、その実態に差がある。

もう1点の、私お尋ねいたしますけれども、この電気計装整備というのは特殊な業種です。これはだれでもできるという業種ではありません。土木の方はだれでもできる、だけど、これは、こういう業者が与謝野町の、この電気計装整備に指名願を出し、与謝野町として、この業者は適切だという判断をされている業者は何社ありますか。

わからなったら、わからんで結構です。

議長（森本敏軌） 堀口副町長。

副町長（堀口卓也） 申しわけございません。今、手元に資料を持ち合わせておりませんので、この場でお答えすることはできませんが、帰って調べればわかることであります。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） やはり、その何社あるのかわかりませんが、その、例えば4社の倍ある、8社あって、8社あったんだったら、そこに本当にこういう工事がありますので、指名に参加してくださいということをやられたのかどうかというあたりのことが聞きたかったんですが、きょうは、この程度にとどめたいというふうに思います。

ただ、入札の制度については、先ほど言いましたように、大変頭の痛い、それこそいわゆる、これが正解だというのは、今の現時点ではなかなか見出しにくい状態ではあると思うんですが、やっぱり一歩でも前進するような努力をお願いをいたしまして、質問を終わらせていただきます。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

有吉議員。

17番（有吉 正） 水道課長に確認といえますのか、質問いたしたいんですが、今度の工事の後、今後の三河内簡易水道の工事の予定と、今現在は、まだ漂流水を使っておられると思うんですが、今後、いつ地下水だけになるのか、質問いたします。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） ご質問にお答えします。

浄水場の新設工事といたしましては、現在の予定で来年度には浄水場を完成させたいというふうに思っております。

実際に使用するということになると、配水池も新設することにしておりますし、それから配水池までの送水管、あるいは配水池から出る新しい配水管等も整備をしていかなければなりません。したがって、三河内簡易水道としての整備の完成予定は平成23年度を予定しております。今の時点では、この平成23年度までは今の漂流水も使わせていただきながら、旧浄水場で運転をしていくということになるかと思っております。

議長（森本敏軌） 有吉議員。

17番（有吉 正） もう終わってもいいんですけども、再度、ちょっと確認するんですが、今後の工期は平成22年度に完成するというふうに、21年度ですね、完成は。浄水場。今、22年度と言われましたので。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えします。

今回の工事につきましては、今年度の工事ですので21年度で終了しますが、浄水場としましては、22年度、来年度に急速ろ過機を設置する予定にしております。さらに急速ろ過機を設置した後、浄水場すべてを制御するための電気計装等を22年度で予定しておりますので、浄水場全体が完成するのは、来年度22年度ということになります。

17番（有吉 正） 終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

多田議員。

12番（多田正成） 水道課長に1点だけ、今、有吉議員の方の質問の中から、ちょっと感じておまして、それからまた、三河内だけの問題かもわかりませんが、町民の方が心配しておられます。それこそ、この間、台風9号の災害で、今、有吉議員の中で流水も23年度まで使うということたでしたんですけども、奥地の第一ろ過機とか、何かどうなのか知りませんが、あそこが災害で埋まってしまって、今現在、停止されておるんですけども、23年まで、その水を使われるということに対して、水の心配は一切ないのかどうか、ちょっとその辺をお願いします。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えします。

今、議員おっしゃるとおりでございまして、この前の豪雨で上流から、これは自然的なもんじゃないんですが、川にかかっておりました橋梁が流されまして、それが水道の取水口のゲートに引っかかったというか、それでゲートがゆがんでしまっていて、その後、土砂等が堆積して、一時的に水が取れなくなりました。

そのときには、現在、新しい浄水場の前処理施設を鉄バクテリアを育てていくというか、適正な処理をするために、仮にずっと運転をしておるわけですが、その水を急遽、旧浄水場に送りまして、応急的な手当をさせていただいた経過がございます。

ただ、今現在の前処理で処理できる能力では、三河内全域をカバーするだけの能力を持ち合わせておりません。したがって、漂流水が取れる状況になり次第ということで、また漂流水を取り始めております。

今後ですが、今年度、今の工事の案件と並行しまして、既設の井戸の掘り直しと、それから既設の井戸のこうせいというんですか、洗浄等をやりまして、取水の能力を上げようというか、元の形に戻そうという努力か、そういう工事を施工しております。

したがって、井戸としては四つの井戸ということになります。これがいわゆる完成の状態でございます。そうなりますと、井戸四つの水を旧浄水場に送って、漂流水を使わずともいけるという状況にはなるわけでございますが、当分の間いろいろな状況が考えられると思いますので、漂流水については予備的な形で取水ができるような状態を保っていくということで、きっちりずっと使い続けるということにはならないとは思いますが、予備的に持ちたいということでございます。

議 長（森本敏軌） 多田議員。

1 2 番（多田正成） ありがとうございます。ほんなら別に特別心配するということはないということですね。はい、わかりました。ありがとうございます。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより118号、119号の討論に入ります。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより1件ずつ採決します。

議案第118号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第118号 三河内簡易水道三河内浄水場新設（電気計装設備）工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第119号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議 長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第119号 三河内簡易水道三河内浄水場新設（土木）工事請負契約の締結については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで暫時休憩します。

10時35分再開します。

（休憩 午前10時20分）

(再開 午前10時35分)

議長(森本敏軌) 休憩を閉じ、会議を再開します。

次に、日程第6 議案第120号 奥滝辺地に係る総合整備計画の策定についてから、日程第10 議案第124号 堂谷辺地に係る総合整備計画の変更について、以上5件について一括議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

谷口議員。

14番(谷口弘弘) それでは、私は第122号の香河辺地に係る総合整備計画について、お尋ねをいたしたいというぐあいに思っております。

この整備計画につきましては、道路整備でありますとか、農道・林道整備、飲料水の供給施設の整備でありますとか、住民の皆様のインフラにかかわる整備であります。ただ1点ですね、地場産業の振興施設の整備ということで、加悦ファーマーズライスの空調機の改修と、さばを焼く機械でしたですかね、さばを焼く機械の整備ということで挙がっておりますけれども、ここについて質問させていただきたいというぐあいに思っております。

この計画につきましてもですね、辺地債という大変有利な起債が使えるので、余りですね、どうのこうのという必要はないかもしれませんが、1点、質問をさせていただくのはですね、この設備における効果というものが、例えば空調設備に関しては施設の衛生管理体制を万全に期するために、空調設備関係の入れかえをしたいということやら、このさばを焼く機械に関してはですね、食材の自社加工による国産化を目指し、生産運営の効率化を図るものであると、こういうぐあいに書かれてあります。

実際、今、抽象的な文書で書かれてありますけれども、この会社におきましてはですね、大変累積の赤字もあることとございますし、設備投資にかかわってはですね、より慎重な体制で臨むべきだと、私はそう思っております。この投資にかかわるですね、効果というものが、ちょっと少し厳しい言い方をするようではございますけれども、会社の役員の皆様方からですね、どういうぐあいにお聞きになっているのか、具体的な数字を上げられてですね、これぐらいの効果があるんだということ、お示しをいただかないと、この抽象的な言葉では、なかなかわかりにくいと、このように思ってますので、もし会社の役員の方から何か聞かれておれば、具体的にお話を聞かせていただきたいなというぐあいに思っております。

議長(森本敏軌) 浪江農林課長。

農林課長(浪江 学) お答えいたします。

本辺地の整備計画におきまして、加悦ファーマーズライスの機械設備の改修、あるいは導入につきまして、計画に上げさせていただいております。ご指摘のように、平成20年度で空調機を成形加工室内に設置をする工事並びに平成21年度、本年度におきます焼成機、いわゆる焼きさば等を自社で焼いて加工するというところでございます。これらにつきまして、辺地の対象事業として扱うべく計画に上げております。その効果につきまして、ご質問でございますけれども、具体的に数字を上げてというわけには、なかなかいかないところがあるんじゃないかというふうに思っております。

成形加工室につきましては、この全文の中に書いておりますように、近年、パートさん含めまして、多くの社員さんを雇用していただきまして、人数は大分ふえてきております。これらの方々が成形加工室内で、大勢作業されるに当たりまして、空調管理、これがなかなか人の増大に伴ってうまくいかないということから、加工室内の衛生管理、あるいは食品の安全性を高めるという効果を目的としまして、改修をさせていただくということでございます。

したがいまして、安全な食品の提供はもちろん、多くの方々が、そこで雇用させていただけるということに寄与することになるのではないかとということでございまして、役員さん方の声としても評価をしていただいているところではないかというふうに思っております。

また、焼成機につきましては、昨年来、いろいろな外国産の食材の事件、事故等がございまして、食品業界におきましては、国産化を図らなければ生き残れないという現状がございました。また、国産化をするに当たって、外注をしたのでは、その分コストが高くなって、経営に影響してくるということから、何とか自社の中で実際に魚を焼く作業ができないだろうかということを考えてられまして、焼成機を導入したいということでございます。

これは、そうしていきませんと、なかなか食品業界において生き残っていくことなり、あるいはコストを抑制していくということができないということでございましたので、これも役員さん方の強い、むしろご要望があつて、町としておこたえをしたということでございますので、数字的な効果をご説明するのはなかなか難しいわけですけれども、実態として、こういったものの導入や設備の導入を行っていきませんと、会社の経営そのものに大きく影響がしてくるという、そういう判断から、このような計画を持たせていただいたわけでございます。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

14番（谷口忠弘） この施設はですね、開設は平成の11年ということでございますんで、ちょうど10年前になりますけれども、これは営業初年度からですね、赤字を出されておられまして、今現在、累積の赤字が7,800万円ですか、旧加悦町の時代もですね、私も大変、経営者の方には失礼なこともたくさん言いましてですね、いろいろな問題の指摘や提案もさせていただきました。新町になってからもですね、いろいろな議員さんからもいろいろなご指摘がございまして、ここ数年はですね、役員の皆さん方や従業員さんが非常に頑張ってくださいまして、売上を伸ばしていただいて、現在では、先ほど課長がおっしゃられたように、40人もの作業員を抱えるような大世帯になって、一定の雇用促進にも大変つなげていただいて、ありがたいなと思っているところでありますけれども、しかし、通常会社であれば、けさのテレビでも前原大臣と日航のやりとりもちょっとテレビで見させていただきましたけれども、通常会社であれば、このような累積赤字を抱えておるということについてはですね、金融機関の融資は、私は非常に困難であるというぐあいに思うんですね。

しかし、そこは公共性ということもありますので、町の判断ということになるんでしょうけれども、しかし、最低限度、数字にあらわしにくいとはおっしゃってましたけれども、このお金を使ったら、これだけの確かな効果が生まれるというようなものを、提示を、ある程度していただかないと、やみくもにお金を出すということは、なかなかいかないのではないかなというぐあいに私は感じております。これは別にファーマーズライズに限らずですね、第三セクターの、どの分野でも、各議員さん方もよく指摘をされるところでありますけれども、ぜひですね、経営者の

方とお話をいただいて、もう少し密度の濃い、確かな計画であるというようなものを、ぜひ実証していただきたいなということをお願いしときたいというぐあいに思っております。

現在、どうしても使えなくなったようなものを更新するというのであれば仕方がないんですけども、先ほども言いましたように、新たな設備ということでございますので、より一層、そういうことを求めておきたいというぐあいに思っております。

それと、数字に関係してですけども、この間、配られました第三セクターの決算状況でありますとか、指定管理者の収支状況ですね、これもちょっと見させていただきましたけれども、ここ数年、この会社は売上はちょっと順調に伸ばしていただけてますけれども、売上原価といいますが、仕入れにかかわるお金ですね、それが大体、売上に対して原価率72～3%で、大体ずっと推移しているわけですけども、この機会をおいたらですね、ここにもちょっと運営の効率化を図ると、先ほど課長の答弁もちょっとございましたけれども、この粗利益率、要するに原価率をどれだけ抑えることができるのかということら辺もですね、売上の構成比から考えて、これぐらいは下げて、これぐらいの利益が出てくるはずだというようなものを、ぜひですね、お示しをいただきたいなというぐあいに思っております。

続きまして、関連して、ちょっと一つだけ質問させていただきたいんですけども。ちょっと、これは収支状況ですね、第三セクターの収支状況の加悦ファーマーズライスの収支をちょっと見させていただいたんですけども、ここで貸借対照表の中で、リース債務という債務が59万3,000円ほど出ておまして、損益計算書の中にはリース料が89万2,080円というのが載っておるんですけども、普通、私は考えるのは、リースというのは損益勘定には出てくるけれども、資産勘定には出てこないのではないかなというぐあいに思っております、何か債務にかかわるリースというものが何かあるのかどうか、その点についてお尋ねをしたいというぐあいに思っております。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えしたいと思います。

ただいま、ご指摘の件につきましては、決算の方でというふうに思っておりましたので、具体的な資料を持ち合わせておりません。ただ、今のご質問の件でいいましたら、会社の方としまして、リースをしているものについては、例えば車、それから機械設備の一部にもあったのではないかなというふうに思っております。

細かい資料を持ち合わせておりませんので、それ以上はちょっとお答えしかねます。申しわけございません。

議長（森本敏軌） 谷口議員。

14番（谷口忠弘） その件につきましては、また決算のときに、少しおかしいのではないかと思いますので、また質問をさせていただきますので、またお調べをしていただきたいなというぐあいに思っております。

そういうことで、ぜひまた再度、経営者の方といろいろ打ち合わせいただいた中でですね、今回の投資が実りのあるものになるような形でですね、ぜひ今後はお示しをいただきたいなということをお願いしまして、質問を終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありません。

勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） それでは、山河辺地にかかわって少しお聞きをしたいと思っております。この山河地域につきましては、合併以降ですね、いろいろと町の方でも配慮いただきまして、春からはバスがここに入るということになりますと、非常に地域にとりまして、これは喜んでいただいております、こういうことでございますし、また今度の補正では、携帯電話の基地局を、ここにつくっていただくということで、これについても今は携帯の時代ということの中で、ぜひということでの要望だと思っておりますが、聞き届けていただいて、このように喜んでおるところでございます。

この整備計画につきましては、今回、農道整備をここに上げていただいておりますわけですが、平成21年から25年ということの中、計画ということなんですが、実質的にはですね、いつごろが予定をされておるといふふうに理解したらよろしいですか。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

山河辺地の計画で、農道の舗装事業を上げさせていただいております、この表にございますとおり、事業費としては1,180万4,000円を上げているところでございます。この農道の舗装事業につきましては、国の補助事業を受けまして、合併後の大きな課題であり地元からの強い要望がございまして、京都府の方にもお願いし、平成21年度の当初予算ですべての舗装事業を終えるという予算を既に計上させていただいております、ことし既に発注も済ませております。それで、地元との調整にいたしました路線については、すべて完了するという予定で進めているところでございます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） この山河辺地の特徴は、課長もよくご存じいただいておりますように、辺地度数はですね、104点と比較的低いわけでございますが、高地が大体、海拔130メートルから350メートルの間に分布しておる。そして、農地の中に非常に石が多いという特性がありまして、営農条件としては非常に悪いと、こういうことになるのではないかなというふうに思っております、今年予算に出していただいておりますわけですが、いつごろこれになるのかなということでお尋ねしたのと、この計画での延長ですね、幅員は3メートルだと思うんですが、そのところをお願いします。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

本年、予定をしておりますのは3路線ございまして、幅員は3メートルでございます。3路線で1,230メートルでございます。このうち90メートルが、既にでき上がっている区間でございますので、それを除く延長ということになってまいります。

以上でございます。

議長（森本敏軌） 勢旗議員。

- 1 1 番（勢旗 毅） 先ほど申しましたように、非常にそういう条件が悪いということもありますんで、これからいろいろとお願いをしなければならぬだろうなど、こういうふうに思っております、地域にどんどん、今まで働いてきた人が家で仕事をしてもらえるようにはなりつつあると、

このように思っておりますので、現在の、この生活にかかわる部分ですね、住民生活の部分の記述にも若干変更があろうと、こういうふうに思っておりますし、一つそういったことも含めてですね、今後とも支援をいただきたいと、このように思っております。終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

有吉議員。

17番（有吉 正） 今の勢旗議員と関連するわけなんですけど、山河辺地についてお聞きしたいと思うんですけど、農道だと思うんですけど、3路線やられるということなんですけど、これに対して受益者負担金、これについてはあるのか、ないのか、ちょっと確認をしておきたいと。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

本年度の農道の舗装事業としまして、ただいま出ております山河地区の舗装事業、それから同じ事業で温江の堀池地区の農道舗装事業、これも計画をいたしております。これらにつきまして、既に発注も済んでおりますけれども、地元の負担としましては20%をいただくということで調整をさせていただいております。

17番（有吉 正） 財源内訳はどこに載って・・・。

農林課長（浪江 学） 国の補助金が、山河地区を例にとりますと、事業費が、この表に書いてございますように1,180万4,000円、そのうち国の補助金が840万円、受益者分担金が240万円、残りが一般財源ということでございます。

17番（有吉 正） ありがとうございました。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

伊藤議員。

7番（伊藤幸男） 私は、2点に限って、山河の辺地の計画と、それから、香河にかかわる問題について、先ほど質問もありましたが、お伺いしときたいと思っております。

一つはですね、山河の辺地についてですね、先ほど勢旗議員からも出ていましたが、携帯基地が入るということが、今度の補正にありますね。これは、この計画の中には入れなくていいのかどうか、そういう点は、どういう理解をしたらいいんですか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

携帯の基地局につきましては、当然、辺地債の対象になる得る事業ではあるんですけども、これは国の補助金、それからNTTからも若干負担をしていただきますと、一般財源の持ち出しが100万円未満になったと思います。ですから、起債の対象にはならない金額ですので、入れないということにさせていただきたいと思っております。

ただ、今回、補正でもう一つ出させていただいておりますのが、大きな事業で、加悦地域のいわゆるCATVの改良事業、これにつきましては、今年度に入ってから事業が持ち上がったことございまして、現在の、この協議の中には入っておりませんが、これはもう一度、今年度中の議会にですね、京都府とも協議をして、変更を出させていただきたいというふうには思っております。以上です。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） わかりました。もう1点は、香河の辺地にかかわって、谷口議員からもね、非常に大事な指摘が、私あったと思っております、この間、私も問題意識としては非常に、どういいますかね、第三セクターに対する出資がね、特に、ここの施設については、非常に頻度が高いのではないかと、その投資全体が町の、いわゆる目標にしている条例でうたっているね、位置づけからして、それはどうなのかというあたりがね、やっぱり一つの目安として持っておかないと、どういいますかね、職員がどうだとか、環境がどうだとかね、今、製品の管理が難しいから・・・するとか、そういういろいろな事業があるにしても、基本的な大きな位置づけでの目安といえますかね、をしておかないと実質的に最限なく、どういいますか、投資が繰り返されることになるのではないかと、このことをちょっと懸念をしております、私も全体を、この間、合併以降、また合併以前からですね、どういうふうになっているかということは、財政的にちゃんと見たわけではないんですけども、ここの基準についての考え方ですね、これはどう考えているのか、これは谷口議員もおっしゃっていたように、ここだけの世界の考え方ではないと思うんですけども、特に、ここら辺ではファーマーズライスはどうなのかということですね。この点はどのようにお考えなのかをお聞かせ願いたいと思っております。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

ファーマーズライスの経営につきましては、黒字も毎年出していただいて、本年も500万円ぐらいでしたか、の黒字も出していただいて、経営としては順調になっているだろうというふうに思っておりますが、いかんせん過去の累積した赤字がございますので、これをまず解消していくということが一つの大きな課題としてございます。会社の方も、そのことを第一義として頑張っておられるということでございます。したがって、町としましても予算の許す限り支援をさせていただかなければならないというふうに思っております。

設立から10年以上くれば、設備が老朽化をしているところの改修、あるいは売上を、業績を上げていくに向けましたいろいろな機械設備等の、あるいは建物内部の改修等たくさんのご要望を受けております。

全体として、これだけのご要望があるということについて、把握をさせていただいております、その中から計画的に、予算の許される範囲で計上をさせていただきながら、それをやらせていただいているというところでございまして、そうして町も支援させていただきませんと、なかなか会社の目標とする順調な経営が継続できないというところもございますので、何とぞご理解をいただきまして、今後もそういった支援を継続していきたいというふうに考えているところでございます。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

- 7 番（伊藤幸男） しつこくきょうやるつもりはないので、考え方として、冒頭言いましたようにね、全体の設置目的ですね、そのことに基づく支援はどうあるべきかと、もちろん先ほど課長が答弁あったように、旧町のときに非常に大変な事態になって転落をして、そこからの借金もあるということとはよくわかっているんです。そのことも含めて、設置目的を果たしていく上で、どこがふさわしいのか、どの基準を持たねばならないのかということが大事なんではないかということ、私、言ってるわけで、いろいろな実情が変化したり対応するというのはね、非常に厳しい経営環

境に置かれているわけですから、一般論としては非常によくわかるんですけども、しかし、そのことを何でもかんでも受けていくかというふうにならないようにしなきゃいけない、その基準がどうあるべきかということが、非常に大事なんではないかというふうに思っていますので、この点は十分具体化をしていただきたいなというふうに思っています。終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

赤松議員。

1 5 番（赤松孝一） 今の谷口議員、伊藤議員の関連的な質問になりますので、本来、決算の方で伺うのがいいのかもわかりませんが、今回1,000万円近い予算が伴う事業が上がっていますので、あえて一、二点だけ、詳細はお尋ねしませんが簡単にお尋ねをします。

まず、基本的な、この会社の出資者でありますリフレ丹後は倒産をしたわけですね。以前リフレッシュ株式会社丹後は2,000万円のスポンサーをされていたというふうに記憶しているわけですが、その後、倒産されてきてですね、きょういただいた資料を見ますと、当然、その株主の中からは消えていると、そして西原重一さんと菅野さんという方が2,100万円の出資されていると、割合は知りませんが、ということになっていますが、この辺の、いわゆる株の持ち方ですね、ついてはリフレの分を社長が買い取られたのか、個人で。どういうふうな、現実、今、株主の出資割合はなっているのか、1点お尋ねをしたいということが1点と。

それから、もう一つわかりませんのは、今でも、以前も同じような質問をしたんですが、今回の辺地の整備計画にも当施設はというふうにならなくてありますね、いわゆるファーマーズライスは当施設はというふうに表記してあるわけなんです、当施設、施設はですね、私もちょっと、もう少しははっきりわからないんですが、いわゆる建物とか、土地とか、いわゆる不動産の部門はですね、官がですね、町の登記物なのかと、町の登記物を、町の施設をリフレと同じように第三セクターが経営されていると、したがって不動産部門は町のものであると。動産は会社のものであるというように理解しているんですが、そうすると動産をですね、このように、ほかの議員の話じゃないですけども、いわゆる動産を購入するに当たってですね、果たして本当にそういうことを町が幾らでも応援していくことが、本当の姿なのかどうかということですね。その辺の解釈というのは、私もわかりませんので、いわゆるきょうはそれでいいんですけども、2点ですか、そのリフレの株がどのようになっているのかという点。

それから、この当施設と言われる施設の不動産はどのような登記になっている点、この2点だけで結構ですので、ご答弁願いたく思います。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

株式会社加悦ファーマーズライスにつきましての、株式会社リフレッシュ丹後の出資2,000万円の件でございますが、株式会社リフレッシュ丹後の自己破産に伴いまして、そのファーマーズライス（株）の、いわゆる処分、言いかえれば売却を考えなければリフレッシュ丹後の破産が成立しないと、破産整理が終わらないということでございます。

そこで、当然のことながら、リフレッシュ丹後側に裁判所を通じまして、それらの手続が踏まれてきて、最終的にはあと2,000万円の株を西原社長と菅野専務のお二人が購入をされて、その2,000万円の額面のリフレッシュ丹後が所有していた株については、この両方がお持ち

になったということでございます。

これは、リフレッシュ丹後の裁判所なりの方から、第三者に株が移るよりも会社関係者に移ることの方が、ファーマーズライスに影響が最小限に済むであろうということがございまして、いわゆる会社関係者に声がかかり、それを受けられる形で、このお二人が購入をされて、今に至っているということでございます。

したがいまして、購入された額は50万円でございますけれども、お二方で、50万円で2,000万円の株を購入されました。したがって、2,000万円の株価のままで所有されておりますので、リフレッシュ丹後が持っていました2,000万円の株を、今はお二人がそのまま所有されているということでございます。

それから、不動産の関係につきましては、確かにご指摘のところはわかるわけですが、町が建てました施設でありますので、建物については町が所有をしているということでございますし、それから、以後、今回の辺地計画にございますような設備、機器なんかの購入については、町が購入をしまして、そこに設置をして、それを会社の方がお使いになるというケースと、会社の方が独自に購入をされたりしましたものが、あの中には動産としては二種類あるということかというふうに思っております。この件につきましては、先ほども述べましたけれど、もともと設置をしました町の施設でありますので、町が責任を持ってですね、できる支援はさせていただきながら、順調な会社経営をしていただく必要があるということでございますので、所有者が二口に分かれておる形にはなりますけれども、そのところは台帳で整備をさせていただきながら、管理をさせてもらっていかねばならないんじゃないかというふうに思っております。

15番(赤松孝一) 土地も、町の土地。

農林課長(浪江 学) 土地、下の駐車場は別だと思っんですけれども、本体のところについては、町有地ではないかと思っております。

議長(森本敏軌) 赤松議員。

15番(赤松孝一) よくわかりました。また後ほど、また決算のときにお尋ねいたしますが、先ほど谷口議員がおっしゃいましたリース債務の件ですね、これリース資産でも載ってわけですが、同金額で。この辺について、やっぱりもう少し具体的にお答えいただきたいと思っておりますし、それから、いわゆる役員借入金が5,200万円、・・・あるわけですが、これはもう返さなくてもいいものなのか、将来にわたって。将来、やはり返さなきゃならないものなのか、我々でも自分の小さな会社でも役員で貸したら、もう我が家のことだから返さなくてもいいよと、あるわけですから、この辺の、いわゆるどういったたぐいのものか、その辺もまた決算のときにお尋ねしますので、一つよろしく願いいたします。以上です。

議長(森本敏軌) ほかに質疑ありませんか。

井田議員。

9番(井田義之) ファーマーズライスの件につきましては、しっかりと聞いていただいたようですので省きます。

同じ香河辺地の件ですが、これは建設課長ですか、道路整備ということで、かなりの金額が出ております。与謝野町全図の中で、明石香河線の整備計画、点線の部分もありますけれども、今、大体完成、完成というのか通行可能になって通っておるわけですが、今回の整備計画の中で、こ

の道路がどこまでやられるのか、今の状態で明石香河線は一たん終わりということなのだというふうにしておったんですが、これ、かなりの大きな金額になっておりますので、どういう計画が今後、持たれようとしておるのか、お願いをいたします。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

明石香河線につきましては、平成16年度から計画を持たしていただいております、全体で約2.1キロ、改良整備の計画を持たしていただいております。

国の方につきましては、このうちの約1.3キロにつきましては、1工区というふうなことで計画をさせていただいております、その部分が、この香河の辺地計画の部分に当たってくるといった内容になっています。

平成20年度までの工事費につきましては、全体で5億3,100万円お金がかかっております。この後の事業の関係についてでございますけれども、今、約780メートル分の峠の部分が完成したといった内容になっております。改良計画につきましては、その部分の上部のシェルターだとか、あと香河の方、山添神社をおりていって、最終的に日晩寺の方に行く部分の橋梁の整備だとか、そういったものが残っております、その費用が、ここに上げていただいておりますような事業費で推移をしておるといった内容でございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） 私は、逆に明石の方かと思ったら、そうやなしに日晩寺の方に抜ける道路に、この金がかかるということのようですが、要は、そのあと点線の部分ですね、ここに書いてあります、この点線の部分と、いわゆる宮津野田川線の主要地方道の関係が、どうしても、私ところの地元としては心配というのか、なかなか今の状態では広がらないわけですが、そういう声が前からいろいろと上がってくるわけです。この点線の部分ですね、明石から176を抜く点線の部分については、大体いつごろの計画を建設課長としては考えておられるのか、お願いいたします。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

明石香河線につきましては、1市4町の合併のときから、一応そういった計画が持っております。一つ目の目的といいますのは、1市4町でございましたので、宮津市から旧加悦町の最短ルートだといったこと。あるいはちょうど平成15年だったと思いますけれども、宮津天橋立インターチェンジができて、その最短ルートというふうなことで、それから、香河から明石に抜けるといった内容の三つのセットにおいて、この改良計画が行われてきたといった内容になっております。

そういったことから、議員のご質問について、お答えしたいというふうに思っております。現在、780メートルの改良計画が終わっております、平成21年度につきましては、それから、今の明石の方におりてくる現道の部分について、用地測量を発注していきたいというふうに考えております。

したがって、私どもといたしましては、今のシェルターも含めた一定の計画が終わらないと、その先には進めないというふうに思っております、来年、再来年、雪の降る状況も見なが

ら、そのシェルターについては、この地域活動基盤創造交付金で整備をしていきたいというふう
に考えておりますけれども、これが一定、整理ができました段階で、その後、国道176の方
に向かってといった内容の部分を整理をさせていただきたいというふうに思っております。

ただ、さっき言いました目的の部分について、平成22年度に鳥取豊岡宮津自動車道が仮称の
野田川岩滝インターチェンジの方におりてくるといったようなこともございまして、いわゆる地
域の条件の方が変わってきておりますので、この点につきまして、今後、精査をしていき
たいというふうに考えております。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9 番（井田義之） 条件がどんどん変わっていております、この間、完成した780メートルにつ
いても、本当に交通量がどうなのかというような実態調査もしていただきながら、この点線部分
が必要かどうかについては十分な検討をさせていただきたいということで、私の方からも願
いしておきたいというふうに思います。

あと1点は、これは総務課長か企画財政課長か、岩屋辺地の部分で、道路の交通通信とい
うことで、これも5億6,300万円の事業費があります。これについては、どこの分の道路を予
定されておるのか。そして、22年までの5年間ということで、もうあと1年なんですね。こ
れは、どういう予定になっておるのか、それからあと、あわせてお尋ねいたしますけれど
も、その下の情報通信については、堂谷を含むということに、これ金額は7,900万円、ち
ょうど8,000万円ですか、ということですが、堂谷を含むということになって、二重掲
載になっております、これはどういう意味なのか、お願いをいたします。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

岩屋の西部辺地でございますけれども、この5年間の計画に上げておりますのは、道路
では町道の岩屋川線の改良事業、これだけでございます。それから、情報通信基盤と申
しますと、現在のCATVの拡張事業でございます。

それから、岩屋簡易水道施設整備事業ということで、配水管の敷設、これら、この
三つの事業を上げております。岩屋簡易水道整備事業については、21年度の事業とい
うことでございます。情報通信基盤は、20年度の事業ということで上げてお
りますけれども、現実には繰り越しをしまして、今年度実施するということ
でございます。

岩屋川線につきましては、継続的にやらせていただいております事業であるとい
うことでございます。

一応、22年度までの5カ年の計画ということでございますが、また22年度、こ
こで計画が切れた時点で、また新しい計画を、必要な事業があれば、こ
しらえていくということになると思
います。

それから、情報通信基盤の整備事業で、堂谷を含むということござ
いまして、いわゆる今回のCATVの事業については、辺地地域に整備する部分
については、辺地債が対象になると、ですから、大宮、川上、堂谷、岩屋
ですね、これが対象になるわけでございまして、それを辺地ごと
にとっていきますと、若干損なんですね。10万円未満は起債・・・
なりますんで、だからみんな合わせた数値で・・・ほしいとい
うことでございましたので、それらも含めて、ここに計上

させていただいたということでございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

- 9 番（井田義之） 今、企画財政課長、合わせて計上ということなんですけれども、こういう辺地の総合計画の中では、与謝野町の中でも辺地箇所があるわけなんですけれども、この辺地と、この辺地をまとめてこれだけの予算だと、これだけの申請をするということ、可能だからやっておられると思うんですけれども、それは例えばもう一つ、三つの地区をあわせて掲載すると、京都府の方に申請するというふうなことも可能なかどうか、できれば、私はやはりそれぞれ辺地がいろいろな意味で点数も違いますし、いろいろな意味で辺地に指定されとるわけですから、それに、それぞれの地区で申請されるのが、一番、許可する方としてもわかりやすいん違うかなと思っておるんですけれども、そういうことは今後とも可能なかどうか、お願いをいたします。

議長（森本敏軌） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

辺地整備計画につきましては、辺地ごとに整備計画をこしらえて、辺地ごとに議会の議決を得るということが原則でございます。それから、辺地債の申請というものは、何々辺地と申請をするというのではないんですね。辺地債ということで一本でやっちゃうんです。ですから、元利償還。

- 9 番（井田義之） これは明細、程度ですか。

企画財政課長（吉田伸吾） 元利償還せんなんですね、そしたら償還表がきます。そんなもん道路だ、情報通信基盤だなんて分けてけえへんですわ。辺地債なら辺地債一本でくると、こういうような仕組みになっておるということでございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

- 9 番（井田義之） ちょっと私の考え方が間違っておったらあれなんですけれども、ということは広範囲に、もっと広く考えれば、与謝野町の辺地債の計画は、全体としてこれだけですと、その中で与謝野町として、ここに幾ら、ここに幾ら、ここに幾らという格好で割り当てしますというような、今、理解をしたんですが、そういう理解で間違いがなければ、例えば、この今回の上がっておる金額、総金額は計算しておりませんが、総金額を辺地地区の中である程度、そんな大げさには、大きくはできない。ある程度の金額の流用ということは可能なかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

そういうことはできないですね。やはり辺地債として一本で申請はしますけれども、その積み上がってきた数値というものは、議会で議決をいただいた辺地ごとの金額ですから、そういう例えば、こちらの事業費が安くなったと、だからこちらへ回しましょうということについては、その都度、京都府とも協議をして、変更の、議会の議決をいただいてやった場合には、そういうことも可能になるということでございます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

- 9 番（井田義之） 後でまた教えてほしいとは思いますが、とりあえず、これのことでもう一つだけ念を押しておきますが、この岩屋と、それから堂谷との情報通信について再掲という格好で、

同じ金額を載せておると、これは両方どちらに使ってもいいですよというふうな理解でいいんですか。

ということは、先ほど私が言うたのは広い範囲のことを言うたんで、普通は、私はそんなこと全然考えられないことができるのかなと思ったりしたんで言うたんですが、この再掲という格好で載せた範囲については、そしたら、それはどちらに3,000万円使おうと、どちらに2,000万円使おうと、それは大体、好きなようになると、その現状に合わせてということなんでしょうか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 一応、あわせて議決をとるということでございますので、そういうことも可能だということになってくるかと思っています。

ですから、その事業費、いわゆる辺地債という総額で情報通信基盤の枠をとっておるわけですから、その中でおさまれば、それはそれでいいということになろうかと思えます。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） 前にも辺地債はいつまで使えるんですかということの質問もさせていただきました、また、同じことをお願いするんですが、過日も堂谷、かなり地区内での災害もありました。そういう中で、通学道路のバイパスへの迂回路、これについて強く地元から私、要望を受けております。私に要望してもろてもできませんと言うてあるんですけれども、この辺地債が使える間に、今だったら地主さんも全面的に協力をするということ言うていただいております。それも確認をとっております。ぜひとも、そのことについて、辺地債が使える間に、町長はもう堂谷地区は繁華街だと、辺地ではないというような答弁、冗談半分、本気半分で言っていたと思うんですが、そういう答弁もありましたけれども、あくまでも堂谷地区は辺地債の使える地域であるという前提で、ものを申し上げておりますので、よろしく願いをいたします。

答弁があれば聞きますけれども、もし答弁がなければ、私はこれで終わりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 確かに辺地債という起債が使えるということは事実でございますが、しかし、辺地債が先行するということにはならんのだと思うんです。やはり、その事業を担当します課が、これが必要な事業だということを、まず認識させていただくといえますか、そこから始まることだろうというふうに思っておりますので、こちらからの辺地の計画を先につくりますというわけにはいかんのではないかと思います。

議長（森本敏軌） 井田議員。

9番（井田義之） 与謝野町もどうも官僚政治の打破をしなければならないのだということを感じながら、質問を終わらせていただきます。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

今田議員。

13番（今田博文） 辺地債の対象額ですね、今、質問を聞いていまして、伊藤議員のときは100万円以下は起債の対象にならないと、こういう答弁されたと思うんですね。先ほど井田議員のときは10万円以下と言われたように、私聞いたんですが、それ幾らなんですか、線引きは。

議長（森本敏軌） 企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。1件の起債の対象となるかならないかは、事業費が100万円以上が起債の対象になるかならないかという数字です。

それから、起債の額を算定するときに、何百何十万までは借りられるわけですが、90%くれたら何百何十何万何千円とか出てきますね、その場合は10万未満を切り捨てになると、こういうことでございます。

議長（森本敏軌） 今田議員。

13番（今田博文） せっかく出てきましたんで、もう一つお尋ねするんですが、奥滝辺地で林道の改修を、今していただいとるわけですが、今回、予定と違いますか、整備計画を上げていただいとるわけですが、これでほぼ完成ということになるんだろうというふうに思うんですが、今の現況、ご報告をいただきたいと。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。奥滝辺地の関係につきまして、林道の事業を上げさせていただいております。事業費3,500万円でございます。これにつきましては、林道大田和線の改良事業を上げております。この3,500万円の事業費をそのまま、平成21年度の当初予算に上げさせていただいております、これも国の補助を受けての事業でございますが、既に、この3,500万円相当の事業費の内示を受けて、本年度、残る事業のすべてを完了し、舗装事業も、舗装工事も今後、発注をいたしまして、計画の全体を本年度で完了していくように、現在、進めているところでございます。

平成21年度ですべて事業を終わらして、完了していくという予定で今、進めております。その事業費についても、既に内示を受けているということでございます。

13番（今田博文） 終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

上山議員。

3番（上山光正） 二、三点お尋ねしたいと思いますが、この辺地に係る部分については理解度が低いので、お許しがいただきたいと思っております。

まずですね、この議案第122号、それから123号、124号についてお尋ねするわけですが、飲料給水施設の整備ということで、この3地域とも提案がされているわけですが、まず、その香河辺地の部分ですが、この説明によりますと当町の現有老朽施設、または能力不足、この施設を統合し、新たな水道事業として抜本的に整備するということになっております。

それから、次の岩屋のところは管末や高台で水圧低下、水量不足が生じる問題を抱えている。こういうことと、今般、町建設課で府道養父線の迂回路といえる町道岩屋川線の改良工事が実施することとなり、前途の諸問題を解決すべく、当路線に新たな配水管を敷設すると。

それから、24号におきましては、当辺地地域の外接の水道管が小経口であり、敷設位置も民地等であることから、水道本管を公道下に敷設するというふうになっているんですが、これ一括してご説明が願えればありがたいなというふうに思います。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

水道課長（吉田達雄） お答えをいたします。

まず、香河辺地にかかわります飲料供給施設の整備という630万円の事業費の分でございますが、これにつきましては、具体的に内容を申し上げますと、残留塩素計を新たに設置をさせていただいております。それから配水池の水位計を設置させていただきました。したがって、これで630万円という内容になっております。

香河の浄水場につきましては、将来的に加悦上水道という形で統合をいたします。しかしながら、地域の高さの関係で、香河浄水場そのものを廃止するということにはなりません。現在、香河浄水場で受け持っている給水区域のうち高い部分については、この既設の浄水場を、そのまま利用し、それから低い部分の地域については、新たな加悦上水道から水を給水するという形で考えております。その部分で、今の既設の浄水場についても、順次、整備をしていく必要がございますので、後年度でももう少し大きな改良を考えておりますが、現時点では、差し当たり残塩計配水池の水位計がございませんので、この事業を使わせていただいて、整備をさせていただいたということでございます。

続きまして、岩屋の辺地でございますが、岩屋の浄水場、配水池からのメインの管は、現在、府道の宮津養父線を通っております。そこから両側へ枝分けをしていくというような水の給水形態になっております。これにつきましては、今回、宮津養父線を迂回するような形で、町道岩屋川線を新たに新設を順次していておりますので、ここに書いてございますような高台での水圧、低下水量不足等も解消しつつですね、何かが起こったとき、例えば宮津養父線のメインルートで大きな破損事故が起こった場合にも、その新たな迂回路線として、そこに管を敷設しておけば、そこからの断水というのを少ないエリアでカバーができるというような、いろいろ給水戦略上といいますか、有利に働くということで、この事業を使って整備をさせていただいたということでございます。

それから、最後の堂谷辺地の分の水道管の整備でございますが、これは現在の堂谷橋のところに下水道の中継ポンプ場がございます。そこから、宮津側に向けて、衛生プラントまでなんです。この区間につきましては、過去から必要な方が順次、配水管を敷設されていって、それをそれぞれの方が枝分けして使っておられるというような小口径の配水管でございます。それもきちりとした、今の国道の下にあるんじゃないかと、一部はのり面であったり、あるいは民地であったり、それから、あそこは宮津川に向かって右側の車線のところに大きな水路がございまして、その水路の道中を露出配管のような形で入ったりしている部分がございます。過去から漏水や何かあるたびにですね、その場所の限定が非常に難しい、要するに給水管というか、配水管が入っている場所がわかりにくいという状況がございます。

それから、冬になりますと、除雪をされた雪がどんどんその溝に入っていきますので、それに伴っての破損事故もかなりあるわけです。そうしたことを解消すべく、今回、この事業で敷設がえということで、バイパスの下に、はっきりわかる位置に敷設がえをさせていただこうと、これら三つとも事業についてですね、普通なら起債を借りましてやっていくということになるわけですが、幸いに、こういう辺地債という有利な起債を借りられるということにありますので、このように使わせていただいたということでございます。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3番（上山光正） そうするとですね、この三つの地域に対する飲料給水施設ですね、これは、そう

すると、まず122号の能力不足ですね、この工事をすることによって、解消ができるわけですか。特に、災害のときに火災等の水圧等もちょっと気になるんですが、この辺の見解はどのように考えておられますか。特に123号の岩屋ですね、ここなんか、今、説明を聞いておきますと枝状に、ここも、もちろん124号の堂谷でも枝状に給水管が敷設してあります。そういうことで、いろいろな不自由を感じておられるわけですが、総じて、この三つを改良することによってですね、今、申しあげました高台への水圧低下だとか、それから水量不足というのは解消ができるのでしょうか。それと水圧の関係ですね、特に、消火栓がどれぐらい、この地域に設置されとって、それがすべて良好に使用できるかということもお尋ねしておきたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

吉田水道課長（吉田達雄） お答えをします。

まず、香河の部分ですが、今の630万円の事業で能力不足の解消ということにはなりません。あくまでも、現在、進めております加悦上水道への統合ですね、統合をすることによって能力不足を解消していくということにはなりません。ただ、整備計画の中では、この辺地債を使ってやっていく事業部分として、こういう、水道計画としては、そういう水道計画がある中で、その一部をこういう形で整備しますということにして、今上げています630万円で能力不足を解消するというにはなりません。最終的には上水道化して、給水エリアを切りかえることによって効果だというふうにご理解がいただきたいと思います。

それから、消火栓の関係なんですが、消火栓については、どの部分につきましても、今の時点では問題はございません。ただ、岩屋の、その高台の水圧不足とかいう部分については、消火栓の水圧が低いとか、そういうことではなしに、どこかで破損事故が起こったりというようなことが起こったときに、一時的に水圧が低下するというようなことがございますので、そのあたりを解消させていただきたいというような内容でございます。以上です。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3番（上山光正） もう一つ教えていただきたいんですが、この岩屋西部辺地と堂谷辺地ですね、これはいろいろと枝が、配管が出るとるわけですが、今回の、この事業によりまして、新しく敷設するわけですね。そうすると、その古い管も利用されると聞いたわけですが、それは両方とも古い管を使用されるんですか。堂谷地域のは、すべて新しく変わるんじゃないかなと思ってるんですが、その辺も確認しておきたい。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

吉田水道課長（吉田達雄） お答えします。

ちょっと私の説明が不足していたようで、ちょっと申しわけなかったと思います。

岩屋につきましては、既設のメインルートはメインルートで置いておきます。迂回する形で新設する岩屋川線に新たに敷設をしていって、配水系統を二系統に分けるというふうな方法をとります。

それから、石川堂谷につきましては、完全な敷設がえということで、古い管につきましては使わないということでございます。以上です。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3番（上山光正） もう1点確認をしておきたいんですが、その完全に敷設がえをする地域ですね、

堂谷ですね、これは岩屋もあったんですかいな、ここだけですね、完全なんはね。そうすると、これは埋め戻しにされるわけですか。掘り起こしてするわけですか、処理は。それを最後に1点だけ聞いておきたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田水道課長。

吉田水道課長（吉田達雄） お答えをさせていただきます。

古い管につきましては、そのまま置いておくということになります。ただ、それぞれのお家、あるいは事業者の方へ給水をしておりますので、その部分については、そこを切り離してですね、新たに給水ルートをつくっていくということで、基本的に古い管については、そのまま置いておきます。以上です。

3 番（上山光正） 以上で質問を終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 質疑なしと認め、これにて質疑を終結します。

これより120号から124号の討論に入ります。

まず、120号から124号の本案に対する反対意見の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 次に、120号から124号の本案に対する賛成意見の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（森本敏軌） 討論なしと認め、これにて討論を終結します。

これより1件ずつ採決します。

まず、議案第120号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第120号 奥滝辺地に係る総合整備計画の策定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第121号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第121号 山河辺地に係る総合整備計画の策定については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第122号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（森本敏軌） 起立全員であります。

よって、議案第122号 香河辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

次に、議案第123号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。

よって、議案第123号 岩屋西部辺地に係る総合整備計画の変更については、可決することに決定しました。

次に、議案第124号を採決します。

本案について、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長(森本敏軌) 起立全員であります。

よって、議案第124号 堂谷辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

ここで休憩します。

午後1時30分再開します。

(休憩 午前11時52分)

(再開 午後1時30分)

議長(森本敏軌) 休憩を閉じ、会議を再開します。

日程第11 議案第125号 平成21年度与謝野町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。

本案についても、既に提案理由の説明は終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。

質疑ありませんか。

服部議員。

16番(服部博和) それでは、質問させていただきたいと思います。

まず、最初に38ページの8款土木費で、公有財産購入費の510万9,000円と、その下の補補賠の4,715万円について、建設課長にお伺いしたいというふうに思います。

まず、この公有財産購入費、補補賠についての、ちょっと解説が、まずお願いしたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

議長(森本敏軌) 西原建設課長。

建設課長(西原正樹) お答えしたいというふうに思います。

38ページの街路整備事業につきましては、平和通り2号線の用地買収費でございます。今回の土地購入費につきましては合併以後、この平和通りの用地買収を進めておりまして、宅地で5万2,400円というふうなお金で用地買収をさせていただいております。これにつきましては、土地の鑑定評価をいたしまして、それに基づきまして、先ほど申しました単価を設定をさせていただいております。

それから、補償費の関係でございます。今回の部分につきましては、平和通りでございます家屋の移転補償の部分でございます。平和通り、今回の物件につきましては、平和通りの横にごさ

いまして、道路の横にすぐ庭はございまして、その横が母屋と、それから、その裏側が工場がございまして、また、その裏側が農作業小屋があるというふうな三つの家屋がございまして。今回の移転につきましては、その母屋の部分が道路改良に伴いまして移転の対象になるといった内容でございまして。家屋の移転についてでございますけれども、構外移転と構内移転というふうな2種類がございまして。今回につきましては、まだ用地買収の背後地に家を建てられるスペースがございまして、構内移転をとということで、そういった方法で行わせていただきたいと思います。

次に、構内移転の方法についてでございますけれども、曳家工法だとか、あるいは再築工法だとか、いろいろな工法がございまして、先ほど申し上げましたように、後ろに工場があるといった内容におきまして、その物件が支障になってきておりますので、曳家工法と再築工法がございまして、今回は再築工法で、この移転の補償費を計上させていただきます。

次に、補償費の算定内容についてでございます。補償費、家屋の移転につきましては、推定の再建建築費掛ける再築補償比率プラス現在の取り壊し費用が主な内容となっております。したがって、推定の再建建築費を算出するといったことがございまして、家屋の方に入らせていただいて、現在、こういった材料が使われているのか、あるいは、例えば、外壁だとか内壁、あるいは床だとか、そういった部材の部分について、すべて価格を算定をさせていただきます。それに基づいて現在の再建建築費を出すわけでございまして。それに建築された年数、あるいは、その耐用年数だとか、そういったものを掛けまして、再築補償比率というものを算出いたします。それと、それを取り壊すといった内容でございまして、取り壊し費用を計上させていただきます。

なお、このほかに、先ほども言いましたように庭木の移転だとか、あるいは庭石の移転、いわゆる工作物の関係だとか、あるいはタンスなどの家財道具、それから、例えば新しい住宅を建てられる場合の実施設計費、それから、それに伴いまして、新しい新築された場合の表示登記、そういった費用、あるいは地鎮祭を行われるだとか、そういった費用も、この移転雑費というふうな項目の中でみられることになっておりまして、工作物移転、あるいは移転雑費、そういった内容のものを加味させていただきます、移転補償を計上させていただきます。

議長（森本敏軌） 服部議員。

16番（服部博和） ようけ言うてもらって、大変、わからんこともようけ、たくさんあるんで、どこまで聞いていいのかわからんわけでございますけれども。

ちょっと一つずつ整理して聞かせていただきますと、先ほどの宅地の、財産購入の宅地の方が5万2,400円というのは、まず平米か、坪かということがお伺いしたいということ。

それから、補償の方の金額でございまして、これは当然1軒のお家だけだというふうに思っておるんですけども、それでいいのかと。家の大きさが何坪ぐらいあるのかということをお聞かせ願いたいと思います。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

買収単価でございまして、平米当たりの単価でございまして。平米が5万2,400円でございます。それから、今回の物件移転の建物の構造でございまして、木造日本瓦葺きの

2階建てでございます、面積がおよそ190平米といった内容になっております。すみません、1軒分でございます。

議長（森本敏軌） 服部議員。

- 16番（服部博和） 大体わかったんですけども、その中で、いわゆる、ここのお宅と、その隣のお家とが、ここ現地を見せていただいたときに、整備がされてないというか、まだ工事がなされていない、残っておるといふ言い方の方がいいんかもわからないんですけども、そういう状況にあるようでございます。その中で、この補償費だとか財産購入なんかは、ひどい問題にはならない、今の課長の説明で納得しなきゃならんだろうというふうに思っておるんですけども、私が一つ納得できないのは、いわゆるこの計画があつてから、いわゆる、この母屋に対しまして増築がなされておるといふことが、見させていただいて確認をさせていただいております。いわゆる工事がずっと進捗をしておる中で、当然、このお宅、Aさん宅と仮にいたしましよるか、このAさん宅に工事が及ぶというふうな、道の幅が及んでくるということはわかっている中で、いわゆる増築がなされたということに対しまして、これおかしいのではないだろうかなといふことが、我々もそう思っておりますし、また付近の方もそういうふうな認識をされているようでございます。そのときに、なぜ増築を認められたのかといふところが、一番大きな今回の質問の趣旨でございますけれども、そのあたりについて、課長のお伺いをしたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思っております。

確かに、今、議員がおっしゃいますように、平成18年3月1日の合併以降、平和通りの改良整備につきまして、鋭意努力をしております。そういうふうな中で、今回、今ご指摘がございました建物につきましては、大変、入り口の部分が、戸が開かないだとか、そういった内容がございまして、それと、家族の方に、そういった足の不自由な方が出てきましたんで、そういうふうなことをされたというふうに聞かせていただいております。

面積につきましては、約9.2平米ぐらいだったというふうに記憶をしております。ただ、先ほど、議員がおっしゃいましたように、確かに、今の計画がある中で、そういったことをされることについては、いかがなものかなといふふうに、私どもも思っております。私どもがちょうど見に行かせていただいたときに、基礎の部分までが工事がなされておりました。実際にそういった内容だといふふうなことは、今後どういふふうにされるのかについては、今の、例えば施工業者さんとのお話もあるというふうなこともございましたので、私どもといたしましては、できるだけ、そういうふうなことをしてほしくないというふうなことを申し上げました。しかし、そういった家庭の事情もございまして、そのまま工事をやられたといふ内容でございます。ただ、今回の補償の中には、やはり今、町が工事を進めていく、あるいは、これは政策的にやっつけていかなければならない道路でございまして、その辺のところについては、その費用の部分につきましては、この中に上乗せはしておりません。

議長（森本敏軌） 服部議員。

- 16番（服部博和） 今、課長の方の答弁をいただいたわけでございます。他人さんの財産を分けていただくといふことは、大変慎重にやらなきゃならぬわけですし、それから最大の敬意を払って、できる限りの、やはり高い価格で買って上げられる価格の範囲内で買って上げるというのが、こ

れは当然だろうというふうに思っております。しかしながら、新築をされた部分は代金に入っていないというものの、やはりこれは付近の方等が見られた場合に、当然、そこらじゅうに疑義を感じられるだろうというふうに思うわけでございまして、当然、これは見に行ったときには、既に基礎ができておったという、今、答弁をいただいたわけでございますけれども、その時点でやはり中止を断行されるべきだったのではないだろうかというふうに考えておるわけでございます。

当然、岩滝の場合には都市計画だとか、確定申請が要る地域だろうというふうに、私、思っておるわけなんですけれども、その場合に、なぜ行政の方は、そういうことが計画、道の拡幅が計画されておるのにもかかわらず、そういうことをやられるときに、いわゆる都市計画に基づいての確認申請を受理されたのか、その辺のところは、どういうふうにされたのか、詳しく教えていただきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 岩滝の都市計画区域におきます建築確認の面積でございますけれども、10平米以上というふうになっております。したがって、現在、出された部分につきましては、確認申請の手続は不要になるわけでございます。

先ほども申し上げましたように、平成18年から、この道路につきまして、私ども頑張って改良の計画を立ててまいりました。確かに、今おっしゃるように、そういったことが起きるだろうと、今、議員おっしゃったような疑義を持たれるといったことにつきましては、当然、その本人さんの方に、そういったことを申しております。ただ、交渉の過程につきましては、やはり政策的に、町としては、あそこに道路が必要だといったこととでございます。その辺のところも交渉の過程においては、いろいろな、そういうふうな問題を一つ一つクリアしなければならないといったこととございまして、確かに議員がおっしゃることも、これが本筋だというふうに思っております。そういった経過もご理解がいただきたいというふうに思います。

議長（森本敏軌） 服部議員。

16番（服部博和） 理解をしたいというふうに思っておるんですけれども、しかし、そこへ道が拡幅されて、もう隣の家まで来ておるといときに、だれが考えたって、そこへ下屋を出されると、新築をされるということに対しては、やっぱり断固、それは阻止といいますか、断念していただくようなお願いをする最大の配慮が必要であつたのではなかろうかなというふうに思うわけで、今、この建築確認の申請書の、面積的に直しますと10平米以上と、それからまた現在、本当に建っておるのが9.2平米と、ここの差ですね、だれが見たって、その建築確認申請をクリアするための方策だということが見え見えみたいな状況だと勘ぐれば、そういうふうにとれるわけで、素直にとれば、うまいことセーフだったなというふうに考えりゃいいかもわからんですけれども、やはりこの辺においても0.8平米の差で滑り込みセーフみたいなことをやっておるといようなことに対しては、付近の方が本当に、これで納得されるんだろうかなというふうに思うわけでありまして、先ほど、もう少し詳しく話したのが、その経過が話していただけなかったんですけれども、やはりその辺のところをどういうふうな話し方で、このAさんに、そんなことをしたら、やっぱり近所からいろいろな白い目で見られるぞとか、行政はそういうことを黙認することはできないんだとか、その辺のプロセスをもう少し、どういう状態でAさんに説得をされたのかというところを、もう少し詳しくお話を聞かせていただきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） もう少し経過を述べさせていただきたいと思います。

平成18年の合併時におきまして、今の岩滝海岸線のアクセス道路といったことで、この平和通り2号線の整備を進めていかなければならないといったことになりました。

合併直後でございましたので、私どもも、私個人的には知識もない中で、状況等について。それで一つ一つめくっていきますと、過去の経過が出てまいりました。確かに旧町のときには、この道路が進まないといったような状況でございました。ただ、町政懇談会の中では、やはり岩滝海岸線の部分を早うやってほしいというふうなことがございましたので、今日まで、その部分についてお願いをしてまいりました。最初は測量もできてないといった内容でございました。そういったことを一つ一つクリアしていく段階で、やはり測量がさせてもらえたり、あるいは物件の調査に入らせてもらえたりといった内容でお話ができるようになったといった内容でございます。

最初は、全然話にも応じていただけないといった内容でございますけれども、だんだん日にちをおいていく中で、お互いに何とかしなければならないといったことがございまして、一つ一つクリアして、きょうまで進んできたといったことでございます。

ただ、今おっしゃいましたように、議員がおっしゃることが本筋だというふうには思っておりますが、ただ、やはり交渉の中では、やはり押しやり、引いたりというふうなことは当然出てきますし、なかなかそういうふうな場におきまして、やっぱりこっちもお願いして何とか進めていかんなん、それから、そういった、ほんならもう中止です、きちっと、確かに言わなければならないだろうというふうには思っておりますけれども、そういったような話が、ここで、そういうふうな話をすると、またもくあみになるといったこともございまして、なかなか本筋に入っていけなかったということも確かにあったというふうに思っております。

ただ、私どもも、一定はこういうふうなことをされると、やはり近所の方からは、やはり見え目では見られませんよといったことは申し上げたというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 服部議員。

16番（服部博和） 今、聞かせていただいております、確かに交渉というのは双方が納得できる状態でやっていくのが交渉であり、また折れて折れて折れまくって、最後は向こうさんのペースに乗って、それで成立されるのは、私は交渉じゃないというふうに思っておるんですけども、大変ご苦労されたということはよくわかって申しわけないんですけども、今の状況を聞かせていただいておりますと、やはりこれは向こうさんのペースに乗せられていったんではなかろうかなということが感じられたわけでございます。

そういう中で、付近の方から白い目で見られたってかまへんというような状況で交渉が進んだというようなことに対しましては、やはりその辺はもう少し配慮が必要であったのではなかろうかなというふうにも思うわけなんですけれども、既に交渉はできておるんじゃないかなと、あと議会が通るだけじゃないかなという段階だと思うんで、その辺のところ、今後の善後策というものをお聞かせ願いたいと思うんですけども、いわゆる将来的には、須津から海岸線通りに道をつける予定になつとるんだというふうには私は理解しとるんですけども、まずそのところが、そういうふうになるのかどうかということ。そういうふうなことがなるのであれば、今の、

この平和通りの延長線というものは、やはり暫定の道ではなかろうかなというふうに思うんで、ここの家が飛び出しとって、道が曲がるとっても、さほど影響がないのではなかろうかなというふうに思うんですけども、その辺のあたりはどういう見解を持っておられるのかお聞かせ願いたいと思います。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。

岩滝海岸線につきましては、先ほど議員がおっしゃいましたように、男山から今の須津の方面までは道がつくという計画となっております。しかし、京都府では、今の須津方面に行きますと、もう一つ河口の部分に橋をつくらなければならないといったことがございまして、それに多額の費用がかかるといった内容でございます。

また、公共事業の、こういった中で、例えば評価の関係が一つ、1点上げられるといったことがございまして、京都府では、今後、今の通行量を見計らいながら、この延伸を考えていきたいというふうな意向でございます。

したがいまして、今すぐに、どういんですか、野田川の河口に橋をかけて、そのまま須津の方側に延伸をしていくといったことについては、なかなか先に行かないのかなというふうに思っております。橋に相当の費用がかかるというふうに聞かせていただいております。そういったことになっていきますと、せっかく岩滝海岸線が、ああやって阿蘇海の方に・・・をして、道路のこっとうができ、それから178、それはなぜかと申しますと、178の渋滞緩和をするんだといったことで、今までからそうやって、旧町時代からそうやって進めてきた事業だというふうに、私は認識をさせていただいております。

それから、今の平和通りの関係でございます。平和通りにつきましては、12メートルの道路をつくるというところで、これも都市計画街路で、旧岩滝町時代から計画が持たれております。今回の、そのお家にかかってくる部分というのは、ほとんどが歩道の部分でございます。ただ、あの、今の平和通りの関係につきましては、どういんですか、非常に地盤がやわらかいといったことで、大型車については、もう徐行して車が通っておるといった内容だというふうに理解をしております。そのことによって、結局、地盤がやわらかいので、この振動が出てくると。なおかつ、そういうふうなことで、振動をできるだけなくすということで、大型車については徐行してくださいといったことで、こういうふうな通行の形態になっております。

しかし、これが、例えばアクセス道路になりますと、そういうふうなことにはならないというふうに思っております。当然、今の岩滝海岸線の部分にも歩道ができておりますし、当然、一たんこの男山の方から来られる方については、この歩道を通して、例えば橋立中学校の方に行かれるとか、そういったことが目に見えて必然的な要素だろうというふうに思っております。一部だけ歩道がない。そういうふうなことは考えられないというふうに、私どもは思っております。

議長（森本敏軌） 服部議員。

16番（服部博和） そうすれば、あくまでも、ここはやり通してしていくというお考えだろうというふうに思っております。それは、さておきまして、先ほど課長の答弁では、新しく増築した部分は補償は全くしないということなんですけれども、補償料を、新しく増築した部分には補償はしないということなんですけれども、この母屋の方の、いわゆる補償費に、これもち

やんとした計算の元に出されたということなんで、その計算を一々し直すというふうなことも私
できませんし、考えつけないんですけれども、このいわゆる母屋の補償費というものは妥当な値
段なのかどうかということをお聞きしたいのと、それから、土地購入費は、入ってくる
ところ、いわゆる信号機のところの隅切りにも使われるんだろうと思いますけれども、ここの価格を教
えていただきたい、この部分ですね。これが価格、単価が幾らと、それから総金額は幾らとい
うことを教えていただきたいと思います。

議 長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） 補償費の算定につきましては、損失補償算定基準というものがござい
ます。それにつきましては、町が行う場合だとか、京都府さんが行う場合、この補償の部分
については、そういった損失補償算定基準、あるいは補償標準単価表といったものがござ
いまして、そういったものをずっと積み上げていきまして、最終的な補償費を計上させ
ていただくこととしております。
したがって、京都府さんの、例えば、補償される価格の部分については、こういった
内容で算定をされておりますので、同様というふうに思っております。

また、先ほどの国道178から、どういうんですか、平和通りの部分の三角の隅切りの
部分の単価でございます。それにつきましても5万2,400円でございます。

1 6 番（服部博和） 何坪あるの。

建設課長（西原正樹） 約35平米だというふうに認識をしております。

議 長（森本敏軌） 服部議員。

1 6 番（服部博和） この隅切りの部分は、いわゆるこれは府道ですか、国道ですか、隣接
しておるところですし、それから、このAさん宅は、そこからかなり入り込んだところ
にある。そのいわゆる単価が5万2,400円、平米5万2,400円ずつ、同額というの
は、ちょっとその辺、合点がいかなのですけれども、どういう基準で出されたのか、
教えてください。

議 長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。

この平和通りにつきましては、平成18年以降、単価については確かに今おっしゃ
いますように、交差点で部分の方が多少単価が高いただろうというふうに思
っておりますけれども、一律とさせていただきます。本来でしたら、例
えば、今おっしゃったように隅の部分には多少単価が上がっても仕方が
ないだろうというふうに思っておりましたけれども、この道路の部分
については、一律に整備をしなければならないという方針に立って
おまして、一律の単価としております。

なお、道路を挟んで反対側の所有者の方にも、その5万2,400円でお
分けをいただいております。

1 6 番（服部博和） 終わります。

議 長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 畠山です。それでは、私はアライグマの被害についてお尋ね
をしたいと思っております。そこで、34ページに有害鳥獣対策の追加が
出ているんですけれども、これの中身をもう少し丁寧に教えていただけ
ますか。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

補正予算書の34ページの林業振興費に有害鳥獣対策事業200万円を計上させていただいております。

これは貸付金、野生鳥獣被害対策資金貸付金200万円でございます。同時に同じ200万円を、歳入の償還金に200万円を計上いたしております。これにつきましては、野生鳥獣被害対策運営協議会という組織を持っております京都府猟友会代表区長さん等で組織しておりますけれども、そこに直接、国の方から200万円の補助を受けまして、それを運転資金に有害鳥獣対策を推進できる事業がございまして、それに昨年から取り組んでおります。町の予算を通らずに直接協議会に交付されるものですから、軍資金が協議会にない状態で、業務の発注ができませんので、業務の発注といいますのは、おりを購入したり、それから緩衝帯の整備をしたりということですが、その資金が協議会にはございませんので、ここでは要綱をつくらせていただきまして、町から、この協議会に貸し付け200万円を行い、それで事業を行って、最終的に年度末に町に200万円、国から交付がございました後にお返しをすると、そういう形を取らせていただくことで、スムーズな執行をさせていただきたいということで、今回、上げさせていただいたものでございます。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） これでは、野生鳥獣ですか、となっているわけですが、そのための事業をされるということで、運営協議会ですね。そうすると、これは猟友会からも、これは学識経験者ですか、猟友会の方も、ここには入っておられるのでしょうか。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

野生鳥獣被害対策運営協議会には、与謝郡猟友会の会長さん、それから宮津猟友会岩滝支部の支部長さんにもお入りをいただいておりますし、それから、学識経験者として、みどりの指導員さんというのがございまして、その方、お二人も含め、そのほか農協、京都府代表区長さん、農事組合の代表の方等で組織をいたしております。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） はい、わかりました。

有害鳥獣といえば、本当にいろいろなものがあるわけですが、最近ね、アライグマの被害が大変多いというふうにお聞きしております。このアライグマは、もともとは北米が原産ですので、日本にはいなかったわけですが、今、天敵がいらないために爆発的にふえているというふう聞いております。これは、ことしの5月の新聞なんですけれども、亀岡市で、このアライグマが大変ふえているので、山間部のある町で30基もおりを置いて捕獲を始めたということで、これが平成15年、03年ですね、14頭だったのが16年には41頭、ちょっと飛びまして、19年には107頭、20年には162頭というふうには、もう爆発的に多くのアライグマが捕獲されているというふうには、これ報道されております。ほかにも、この近辺にもヌートリアというものも出没しているというふうには聞いていたわけですが、このアライグマはもともとは、さっきも言いましたけれども、日本にはいなかったと。ところがペットとして、たくさん輸

入されたそうです。そのきっかけになったのが1970年代に放映された、アライグマラスカルですか、これがもう大人気でペットブームが起こって、一時はペットとして数万頭も輸入されたというふうに書いてあります。幼獣のときはとってもかわいくて、人間にもなつくそうですけれども、大きくなってくると、もうもてあまして飼いきれないということで、次々に野山に捨ててしまったために、それが野生化して、もう今では定住というか、するぐらいにどんどんふえているわけですね。そんな状態が起こっているわけです。このアライグマは雑食ですので、何でも食べるということです。テレビでもやっておりましたけれども、大切な国宝である神社やお寺などにも入り込んで爪で引っかいたり、穴を開けたり、大変なことになっているということです。

岩滝でも板列神社などでは、既に被害が出ているというふうにお聞きしております。これはちょっと宮津市になるんですけれども、府中にあります多宝塔は、大変被害が多いというふうにもお聞きしております。

それから、これは家屋ですけれども、畑の食べ物を食べ荒らすので、農家の方の被害が大変多いと聞いております。先ほど申しましたように、どんどんふえておりますが、与謝野町で捕獲されているとは思うんですけれども、どの程度捕獲されてるかとか、そういう調べられた数字というのはありますでしょうか。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

駆除をいたしました頭数につきましては、猟友会を通じまして駆除しておりますので、その頭数的には把握をさせていただくことができしております。平成20年度の決算の参考資料の140ページに、また、ごらんいただきましたら、上げてございますので見ていただいたと思います。平成20年度でアライグマの捕獲頭数は6頭、ヌートリアの場合は15頭を駆除しております。

それから、平成21年度の7月末の時点ですけれども、アライグマ2頭、ヌートリアも7頭を、この4月から7月までの間に駆除をさせていただいております。これらにつきましては、ご指摘のようにもともと外来種ということでございますが、近年、非常にふえてきております。同時に被害も続発しているということで、町、あるいは先ほど申し上げました協議会、予算の方で小型の箱穴を計50基ほど購入をしております。これをご連絡をいただいて、被害に遭われたお宅に猟友会並びに町職員が出向きまして、そこに設置をさせていただくケースがふえております。

特徴的には、きのうかけてきょうとれたというようなケースも何回かございますように、同じ場所に出没する傾向がありますので、そういうところをねらって、わなをかけましたら、駆除ができようかというふうに思いますので、町民の皆さんでお困りなところがありましたら、そういったご要請にはおこたえできるんじゃないかというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 箱穴ですか、50基も購入されていると、ですけれども、今お聞きしているとアライグマよりもヌートリアの方が多いですね。それとアライグマの捕獲の数がちょっと少ないかなと思うんですけれども、アライグマを捕獲したことのある方が言われるには、もちろん畑のものは荒らします。それからカルシウムが足りなくなると、池に泳いでいるコイであるとか、そういう金魚であるとか、そういうものも食べると、この丹後半島とかでしたら、山があつて海が近

くて川があつて、こんなよい場所はないということで、今、食いとめないと大変なことになるのではないかということをおっしゃるわけですね。町でも大変力を入れておられるし、今、見ますと、かなりの予算がとつてあるわけですが、このアライグマを1頭とつたら幾らとかいう手数料ですか、そういうのはクマだ何だというの出てますよね。アライグマに対しても出ているのでしょうか。舞鶴とか福知山とかは出ているというふうにお聞きしているんですけども、それはどうでしょうか。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

駆除をしていただきました際の手数料につきましては、アライグマも、それからクマにつきましても、1頭当たり1万円を交付させていただいております。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 1万円というのはね、よそと比べてもダントツに多いと思うんですけども、この手数料が出て、駆除の頭数がこんなに少ないというのはちょっと不思議なんですけれども、とにかくアライグマというのは、特におりに入れられた場合、凶暴になるんで、大変怖いということも言っておられました。

それと、4頭ほど捕獲した方は、別ルートで捕獲されたわけですが、これはちょっとアライグマにとってはかわいそうなことではあるんですけども、ほかに野生の動物は、どんな動物でも病気も持っておりますし、そういうことから考えたら、やむを得ないと思うんですけども、安楽死をお願いするのに、獣医さんが指定されているということで、その獣医さんのところに持っていくと、1頭1万7,000円かかるというふう聞いたんですけども、それは間違いないでしょうか。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えします。

アライグマを捕獲をいたしまして、その後の処理につきましては、基本的に非常に繁殖力も高い、それから生息数も顕著にふえているということから、基本的には駆除、いわゆる殺処分をさせていただくということにしておりまして、その際に、獣医さんの方に回させていただいて、安楽死をさせると、注射ですけども。そういう方法と、別の方法で殺処分をする場合もございます。獣医さんに持っていかせていただいた場合は、今1万7,000円という言葉がございましたけれども、町が持っていかせていただいても、もちろん有料でございますので、その額がかかっていると、町がお支払いをさせていただくということになろうかというふうに思います。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 今の安楽死だと1万7,000円、そして捕獲したときの手数料で1万円ということは、1頭で2万7,000円もかかるということになってくるんですけども、これではもう本当にすごいこととれ出したら、この亀岡のように、大変なお金がかかるわけですね。ほかに安楽死以外の方法も、殺処分というんですか、あるそうですけれども、それについてはどうでしょうか、何処分だったかな。処分の方法がいろいろとありまして、炭酸ガスを用いた安楽死の処分というのと、もちろん銃で、猟友会の方は銃を撃つ許可を持っておられるわけですので、もちろん処分する許可も取っておられると思いますので、銃で、言葉は悪いですけど撃ち殺すと、そ

れと炭酸ガスを用いた安楽死処分とあるみたいですが、そういう方法もとられているという
ことですか。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） 安楽死を獣医さんにお世話になってお願いする場合には、炭酸ガスですか、そう
いったものは聞いたことがございません。注射で安楽死をさせるのが一般的、通例だと思ってお
ります。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） それと、先ほどね、希望していただいた方には、町の農林課と猟友会とで、すぐ
にわなの設置に行くというふうに言われたんですけども、舞鶴なんかは全面的に猟友会に任さ
れるというふうにお聞きしたんです。そういうふうには、猟友会にすべて任せてしまって、もうば
っと来ていただくと、その方が早いか、町の方も一緒の方が早いか、ちょっとわからないんです
けれども、その辺はどのように考えておられるのかということと、今後、このまま続けていかれる
んでしょうか。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

町としましては、猟友会に、そういった駆除を委託をしておるわけですが、そのまま委
託をしたからすべてお願いしますということには、なかなかならないだろうというふうに思っ
ております。

一般の方々には、やはり行政に、まず一報を入られます。したがって、私どもが現地も確
認をしながら、猟友会の方におりを設置していただくということが大事だろうというふうに思っ
ております。

それから、今後もこういったシカ、イノシシ、クマ、それからアライグマ、ヌートリア、アナ
グマ、こういったものについては、有害鳥獣対策として積極的に継続をしていきたいというふう
に思っております。

議長（森本敏軌） 畠山議員。

2 番（畠山伸枝） 最後に一言あれですけども、もしわなにかかった場合ね、すぐに来ていただか
ないと、もしそれを見つけて、子供がそばに寄ったりした場合、大変危険ですし、病気も持って
いるということで、町民の皆さんにも十分知らせていただくとか、回覧板を回すなり何なりして
いただいて、そういう被害のある方は、農林課の方に電話をしてくださいというね、そういうこ
とを教えていただかないと、例えば岩滝の治金の下に野田住宅というところがあるんですけど
も。

議長（森本敏軌） 畠山議員、時間です。

2 番（畠山伸枝） すみません。そういうところの人たちも、知らない人が多いので、ぜひしてほし
いんですけども、そこら辺をちょっと。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） わなも50基あるということがございますし、積極的な広報は今後も心がけてい
きたいというふうに思っております。

それから、わなにかかりましたときの処置ですけども、まず安全対策、周辺の。いうものは、

ご自宅の方がまずとっていただく必要があろうかというふうに思いますけれども、とれたらすぐに町の方にご連絡をいただきますので、その際には休日も返上して、その処理に職員が対応させていただいておりますので、長時間、そこにとれたまま放置するということはないだろうと思っております。まずは、町が回収をさせていただくというふうに心がけておりますので、そのことによって危害が及ぶというようなことは、まずないのではないかと考えております。

2 番（畠山伸枝） 終わります。

議長（森本敏軌） ここで休憩します。

2時40分再開します。

（休憩 午後 2時22分）

（再開 午後 2時40分）

議長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

質疑を続行します。

質疑ありませんか。

小林議員。

5 番（小林庸夫） それでは、一つ、二つ質問をさせていただきたいと思います。

30ページの自転車道草刈り作業ということで117万6,000円出ておりますが、これは実人員というのは何名ぐらいでやられたのか、延べ人員じゃなしに実人員。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えしたいというふうに思います。

4名で30日分を計上させていただいております。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） せんだっての、今議会でなしにせんだっていろいろなと、こういった緊急雇用的な計画が持っていただきまして、いわゆる私も近所の方にも、そういうことをお伝えしたりして、実際、仕事のない方もおられますし、応募もどうですかという、お勧めもしたんですが、いわゆる継続的な毎日の仕事でないというような中で、なかなか応募という形のことにまでは、その方もされておられませんですけども、いわゆるいろいろと教育委員会としても、いろいろと各部署で、こういったこともあると思いますけれども、いわゆる応募状況というんですか、本当に町内の方々にどれだけの方が応募をかけたられた、公募かけられたときの応募状況なんかはどういうようになってますか。どの課にお尋ねしたらいいかわかりませんが、わかっている課がありましたら、ばらばらでも自分の課はこうですというのがありましたら、・・・思いますけれども。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） それぞれ所管課で募集かけられて面接されておりますので、ちょっと細かいことはわかりませんが、形態として、商工観光課所管の部分で、例えば染織センターの臨時職員さんの雇用でございますけれども、1名に対して13名ほどございました。それから、クアハウスの臨時職員2名に対しましても10名を超える、非常に多くの方が応募されていると、恐らく総体的に、そういう状況になっているんじゃないかと思いますが、ただ6カ月雇用と1年雇用の関係がございまして、1年の安定する部分につきましては、多数の応募が出るんじゃないかと思

ますし、単費の6カ月間というのはどうしても、本当に仕事が今、必要とされた方を中心に雇用していくというものでございますので、若干、ニュアンスが違うかと思えますけれども、そんなような状態ではないかなというふうに分析をさせていただいております。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 今の太田課長の答弁のように、やはり仕事、いわゆる単発の仕事じゃなしに、やはり継続した仕事というのを、やっぱり住民の方も求めておられるという形のことで、ぜひそういう形で今後の、できるだけそういう方向になるような形のことが施策としてお願いしたいと思っております。

それから、同じ太田課長の分野かもわかりませんが、緊急雇用対策事業というのが3,000万円あるようでございますが、このことにつきまして交付金ということでございますが、どこに交付されるのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 名目的には緊急雇用対策の雇用安定化助成ということで、計上させていただいております3,000万円でございますが、内容的には国が制度化しております中小企業緊急雇用安定助成金の制度がございますが、それにかかります、国が中小企業に対し支給されました国の補助裏を町が支援させていただくというものでございます。

詳しく申し上げますと、いわゆる町内の業者が、事業所が現在、雇用されてる方の雇用継続、安定を図るためにいろいろと休業させたりして、給料を払っていかんなんわけでございますが、その5分の4を国が持ちましょうということでございますので、支払われた分の残り分は町の方で持ちましょうということで、いわゆる目的は雇用の安定化を図っていくと、企業も一たん雇用された方を、人材をなくしたくないという部分につきましての施策を、このような形で、国と町で企業をバックアップしていこうというものでございまして、一企業当たり、町としましては提案説明にもありましたけれども、200万円を限度として1年間限りでございますけれども、昨年12月1日に、この制度ができておりますので、21年11月30日までに、そのような申請をされました町内の企業に対し申請を受けまして、その内容を確認し補助を打っていくというものでございます。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） 一企業が上限が200万円というようなことで、何名おられても200万円ということですか。

この町内の、いわゆるそういった対象企業の、ご商売の実態というのは把握しておられますか、ちょっとその辺のことをお聞きしたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 実は、この制度を確立するための事前調査といたしまして、ハローワークを通じて、国に申請をするわけでございますが、ハローワークの方から、その実態は公表できないということでございましたので、この間、6月議会でも、いろいろと手だてをうっていけというようなことの中で、その間に調べました。足を運んで調べたということでございますので、末端まで、すべて把握ができていないのが現実でございますけれども、現状を申し上げますと、企業名は申し上げますけれども、織物関係で2企業ほど、それから機械金属で2企業ほど、それか

らもう一つは、その他という形で派遣的な事業をされているところとか、そういうところが、その他の部分で数企業ありまして、大体、私の方が把握してますのは、現在のところは七、八企業が恐らく申請を町の方にもされるんじゃないかなということで、予算組みを設定しておりますし、今後もそういうところが出るための予算組として3,000万円用意させていただいております。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） ぜひ、こういった制度がですね、企業側もよくご存じかもわかりませんが、町としてもこういうように、そういうね、国の交付金とか、そういったもので制度があるというPRを、ぜひ事業所あてにですね、やはり詳しくご案内をさせていただいて、1件でもたくさんご利用いただくというような形のことを、一つご努力お願いしたいと思います。

それから、企画財政課長に一つお尋ねいたしますが、せんだっていただきました資料で、自治振興補助金申請一覧表というのをいただいておりますが、この中で、申請団体と申します中で、例年というんですか、過去の年次あたりでも、各自治区が主体で申請されたのが、きょうまでは、こういうところに、こういう補助金を出しましたというような報告があったと思うんですが、ここの表を見ますとですね、明石のそば同好会でありますとか、あるいは与謝野アベリスツイス友好協会、市場青少年育成会、三河内梅谷町内とか、三葉グラウンド運営協議会とか、区とは、またちょっと違う団体がですね、こうしてお名前が出てるようでございますが、この自治振興補助金の出される基準というんですか、そういったのはどのようなことで、こういった区以外のところでも可能なかどうか、考え方をちょっとお聞きしたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

自治振興補助金の交付団体でございますけれども、ご指摘のとおり大体、自治区が申請をしてこられたと、それを採択していたということでございますけれども、この補助要綱につきましては、区に限定するという考え方ではないわけです。いわゆる地域にあるコミュニティ団体と、いわゆるコミュニティに資する、自治振興に資する団体と、こういうような考え方でございますので、そういうふうに認められれば、そういう団体でも構わないということでございます。

ことは、明石そば同好会ということでございますが、これは会員さんが10名程度で、そばの研究をしておられると、それが、いわゆる産業振興だとか、そういうことにかかわってくる、自治振興というふうに考えられますでしょうし、それからアベリスツイス友好協会と申しますと、これはご存じのとおり団体でございます。こういった事業についても国際交流を通じた自治振興となってくるでしょう。

それから、青少年育成会、これは市場地区に昔から存在している団体ですし、それらの活動についても自治振興であろうというふうに思っています。

それから、三葉グラウンドの運営協議会といいますと、三河内の三葉グラウンドなんですけれども、これは三河内の梅谷、下地、中坪町内会、この三つを総合して運営協議会をつくっておられるということでございます。そういうようなことで、遊具の設置だとか、そういうようなことを実施されるということでございます。これらも自治振興に資するというので、今年度は採択をさせていただいたということでございます。以上でございます。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） この補助金額につきましては、いわゆる全般の予算ですね。何ぼぐらいまでというような、ある程度の含みをお持ちなのか、いわゆる今の課長のお答え聞きますと、いろいろとグループ的なことでも、いわゆるコミュニティ的なことであれば考えてもいいというようなように理解させてもらったわけですが、いわゆる際限なくという表現はよくないですけども、かなりこういったことがオーケーだということになれば、ふえる可能性もありますだけに、いわゆる全般の、今ことしは1,600万円ほどですか、1,689万円ほどのようですが、いわゆる枠をある程度見ておられますのか、あるいはもうちょっとふやされるようなこともあるのか、ちょっと、その辺のことをお尋ねしたいと思います。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

一応、補助率につきましては、2分の1を原則としておりますけれども、事業によっては京都府の未来づくり補助金で採択されるものがございます。そういった場合は、3分の2を限度として補助金を交付させていただくと、この一覧表の中ほどに補助率という欄があると思います。そこに3分の2とか、2分の1とか数字を書いております。3分の2と書いてありますのは、京都府の未来づくり補助金の採択がいただけるものだけということでございます。

それから、今回、補正を出しておりますけれども、当初予算で650万円の予算計上をしております。ただ、額的には多いんですけども、この額の中には795万9,000円の未来づくり補助金もございますので、一般財源として補正を要求しておりますのが244万円という計算になります。

ただ、いろいろな団体ありますけれども、その団体の活動のために自分たちの趣味の・・ありますね、そのために行うような活動については、これはもうご勘弁いただきたいですけども、その団体が直接的に行う事業で、これは自治振興に資するということであれば、積極的に拾っていく必要があるんじゃないかと思っております。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） もう一つお尋ねしますが、団体が事業費を申請される場合の、いわゆる下限と申しますか、幾らでもいいものなのか、例えば10万円以下は受けませんか、そういうことのこととは、どういう思いでおられますか。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） 一応、事業費的には20万円以上の事業費を対象ということでございます。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） ありがとうございます。

非常に有意義な自治振興資金という形のことをお聞きしましたので、ぜひまた今後ともPRもさせていただきたいと思っております。

それから、40ページの行政無線維持管理事業というのがございまして、せんだつても、私も総務委員会で総務課長にお尋ねしたことがあるんですけど、担当者のご返事がもう一つはっきりわからないまんま今日までとるんですが、幾地の野田川機料前の防災行政無線ですね、ずっと8月の1日か2日ごろから、とまったまんま今日まで経過しとるんですが、早急にやりますとい

う、そのときは、そういうようなお答えだったんですが、いつごろになったら直る見込みがありますのか、ちょっとお答えいただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 大下総務課長。

総務課長（大下 修） 総務委員会で、そういうお話が出まして、私も帰りまして早速、担当者に至急直すように指示はしておりました。もうそうしましたところ、担当の方は動いておったということでございますけれども、いかんせん基盤が壊れておるといことなので、いつごろという、私、今、聞いていませんけれども、もう既に、そこから何日も経過しておりますので、早いこと設置できるようにとは思っております。その完成日までは、今、ちょっと承知しておりませんが、急ぐように指示はしております。

議長（森本敏軌） 小林議員。

5 番（小林庸夫） ちょうど今月終わりに近づきますと、もう2カ月、静かでいいという人もおられますし、そうかて何も聞こえんというご意見の方も近所の方ございまして、やはり緊急的なご案内とかね、そういった形のことも、せんだっての8月9日の夜のあいつた防災連絡なんかも全く、近所の方でも雨降っておってなかなか聞こえなかったという方もおられますけれども、非常に近々の連絡事項というような場合に、せっかくいい設備がしてありながら、いつまでも聞こえないというのもどうかと思いますので、ぜひ早急に、早急にというお答えばかり聞いておながら、すぐ1週間、10日たってしまうというのが現実でございますので、一日も早い修繕をお願いしたいと思ひまして、質問を終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

赤松議員。

1 5 番（赤松孝一） それでは、今回の補正予算に対しまして、何点か質問をさせていただきます。

まず1点、今回、歳入で町税の減額補正が4,333万4,000円上がっているわけでございます。当然、こういった数字を見ると、当町の経済情勢、よくわかるわけでございますが、町長、この数字見られまして、どのように今回の4,300万円という、私とすれば大幅減額と思っておりますが、この数字からどのような思いを持っておられますか、一つ所見をお伺いしたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 具体的に細かくは分析はしてませんが、これで見ると、本当に町の皆さん方の財政そのものが非常に厳しいんだなというふうに感じておりますし、そういうとらえ方しております。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

1 5 番（赤松孝一） 自主財源であります、こういった所得税が、これだけ大幅に落ち込んでいると、これまた恐らく、今年度もといますか、次年度に向けて同じようなことが起きてくるんじゃないかというふうな非常に不安があるわけでございます。そういった中で、今回、いわゆる住宅の修繕とか新築の補償ですね、これ早速、町長、提案を受け入れていただきまして、今回また2,000万円の補正が組んであります。これは自画自賛するものなんですが、私が耳が届くところによりますと、町民の方も、また業者の方も非常に喜んでおられるというふうには聞きませんが、この今の2,000万円の補正に対しての、いわゆる今後の見込み等につきまして、担当

課の方よりご説明いただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えいたしたいと思います。

6月補正で2,000万円を計上させていただいております、お認めいただきましてありがとうございます。

9月3日現在で167件の申請手続きがございました。この事業は4月にさかのぼるというふうな内容になっておまして、9月3日現在で、いわゆる遡及分、4月にさかのぼって工事をやられた分が128件、それから通常分、いわゆる8月1日以降に申請をされた件数が39件ございます。この工事が終わりましたら、町の職員の方が行かせていただいて、検査をさせていただいて、補助金をお支払いをするといったシステムでさせていただいております、今この167件の申請額が全部で合わせまして2,500万円ぐらい現在、いうたら交付申請が出てきておるといったような状況でございます。

これに伴います工事費についてでございますけれども、167件合わせまして3億7,382万4,000円と。

15番（赤松孝一） 3億。

建設課長（西原正樹） 373824です。

15番（赤松孝一） 373824。

建設課長（西原正樹） 3億7,382万4,000円といった数字になっております。

9月の、もう終わりに近いわけでございますけれども、どんどんまた申請が上がってきておまして、私どもでは、このままいきますと12月にもう一回、補正をせんなんのかなといった内容になっておまして、ただ、先がどうしても読めないということもございまして、その都度、その都度、補正を組ませていただかんなんのかなといった内容でございます。ただ、今は個人の方よりも業者さんの方が、直接、まあいうたら、そういうふうな申請の手続をされるといった内容になっておまして、そういった点では事務的にはスムーズに進んでおるといった内容でございますけれども、一部には、やはり個人で申請をされる方があります。その方につきましても、うちの職員の方が、こういう手続を踏んでくださいよというふうなことで、説明をさせていただいておるのが現状でございます。

また、今後につきましても、まだまだちょっとPRが足らんところもあるというふうに思っております、この間もちょっと町政だよりの方に出させていただいたんですけども、もっともう少しPRをする必要もあるんかなというふうに、個人的には思っております。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） 早速、そういったいい結果があらわれているようでございますが、町の方には、そういったお金が要るわけですが、こうやって、業者によっては、みずから自分のところのPRに、それを使われている業者もあるようですし、非常に官民一体となって地域の中にお金が環流するという事は非常に喜ばしいと思っております。

そういった中で、先ほど、けさほどもありましたが、入札の件ですね、ちょっと多少違うんですが、今回のいわゆる、先ほどの4,300万円の減額という中におきまして地域の、いわゆる経済、活力を生み出す中にですね、公共事業の落ちるお金というのは物すごく大きいと思うんで

す。そういった中で先般、加悦方面隊第2分団の車庫建設がありました、入札が。これ他府県の方に落ちました。例えば、今度、10月8日ですか、四辻公民館の、また入札がございまして。これと大体、同じような金額でございまして、両方合わせて1億に届くような9,000万円ぐらいの行事なんですけど、これまた、先ほどの、いわゆる加悦方面隊第2分団も、最低価格でみな札を入れられますので抽せんでした。これ他府県にいきました。今回、また四辻公民館の場合も、また同じように5社、多分、同じA級の5社が、同じ顔ぶれがそろうと思います。また、これ同じ最低札になるでしょう、想像ですよ。また今回、他府県にいったらですね、2本連続他府県にいくと、他市町村にいくと、他府県ですね、前は兵庫県ですか。こういうことにですね、町内に大きな、いわゆる1億円近いような公共事業が抽せんによって、よその県、または市、町へいくということ、私は大きな損だと思っているんです。やっぱりこの辺はですね、やはり私、一般質問でも質問いたしましたが、今回、こういった町内の所得割がですね、ここまで落ち込んでくる、こうった中にもですね、ぜひとも地域の、これは何も、たまたま今は建築の話をしていまして、ほかの消費も、ほかのものも限ってですよ、いわゆる公共的に購入するもの、または仕入れるものを含めてですね、せいぜいですね、町内に落ちるシステムをですね、考えていただきたいと、ただ漠然とですね、不況だと思っていますと、困っていますと、じゃあ受ける手はないかと、こんなことですので、公共事業はなかなか・・・ないです。それが連続して、もしも万が一、町外へ行くようなことがあるならば、私はやはり大きな損失だと思っています。

ぜひともですね、ただ単に所得税が減っていくのを指くわえて見るだけではなしに、少しでも、例え1円でも、例え10円でも、将来に・・・することをぜひとも考えていただきたいと思います。あえて提言内容は申しませんが、一般質問で申しましたので、私はまだまだ知恵を絞ればあると思って確信をしています。ぜひともそういった点で、抽せんで他府県に多額のお金が流れないようなことを考えていただきたいと、これは要望しておきたいと思います。

それから次にいきます。次にですね、40ページでしたか。40ページに中学校組合負担金がございます。これ組合負担金、当然、宮津市との組合立の負担金の問題ですが、ここでですね、教育長にお尋ねをいたします。私びっくりしたわけですが、こと夏にですね、京都新聞と毎日新聞とが同じような記事内容でございまして、いわゆる宮津市はですね、日置の中学校を廃校にしまして、与謝野町との組合立の橋立中学校に統合すると、はっきりともう公の場所で発言されたわけですね。なおかつ、その中で松田副市長は、橋立中の組合立解消は与謝野町から話があっても応じるつもりはないと、市の計画に自信をのぞかせると、このような文面であります。京都新聞は多少違いますが、同じような内容です。

こういったようにですね、我々が全く知らない間にですね、こちらでは、まだ与謝野町の中の小・中学校を含め適正配置、適正人員なんていうことをですね、去年1年間やっていただきましたけれど、もう先方さんはですね、一方的にこういったことをおっしゃっているわけですね。ところが我々議会には何の話もない、これ現実をどのように受けとめておられるのか、まず教育長にお尋ねいたします。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） お答えいたします。

宮津市は再編という言葉を使っておりますけれども、それをいろいろ検討しておられますのは

報道等でご存じのとおりだと思います。

それで、宮津市もいろいろ検討をされまして、日置中学校の件につきましては、いわゆる同じ組合を当町ですね、与謝野町とその協議を積極的に進めていきたいというふうに考えておりますから、いかがでしょうかということでございます。そういう申し入れがありました。これにつきましては、教育委員会は教育委員会ですね、それから町長部局につきましては、町長部局に、それぞれ話がありました。そのときに、私どもは現在、組合を組んでおるわけでございますので、そのことについて宮津市が、そのように考えられるなら、私どもとしては現状の状態であるならば、それについて宮津市さんが、そのような形で申し入れてくるなら、その点につきましては了解しますと、そういう事前の話があったことも事実でございます。それは現状では、組合を組んでいるわけですし、そして本町の現状のままで考えられることですので、そのようなことをおっしゃられるのはよろしいですという、そのような回答はさせていただきました。それから、また新聞の報道、副市長さんですか、のことにつきましては、ちょっと文教厚生委員会の方で、その審議についてどうなんだということがございました。その点につきましては、文教厚生委員会から宿題をもらっておりますので、それについてお答えをさせていただきます。詳しくは次長の方から、その件だけにつきましては、お答えしますのでご了解ください。以上です。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

- 15番（赤松孝一） 今、教育長の発言ですと、教育部局は教育部局で、町長部局は町長部局ということがございましたので、町長はどのように向こうの市長さんといいますか、いわゆる部局ですね、どのようなことをお話しされているのか、これについて、まず最初にお願いします。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） その件につきましては、正式な場所での、そうした協議に入ったというようなところまでまだ至っておりません。そういう思いがあるが、どうかということを探ねられましたので、先ほど教育長が言われましたように、もう既に中学校組合がつくられていて、その中で須津だとか、ほかの地域からの人を受け入れてますので、新たに、その組合立の中学校を建てるとか、そういうことではなしに、区域が広がるというものの考え方に立てば、それは不可能ではないですと、ただ、そのことについては、やはり宮津市さんが、どういう形を取りたいのだということを引きちと宮津の市の中で協議をしていただいて、一定の方向性を持っていただいた上で、そのお話についてはきちとした場面で皆さんに問いかける中で、決めさせていただきたいというふうには申し上げました。それは市長と私との、非常に、トップ同士ですから、それは公だ、私的だと言われても、あれですけども、そういう意見を求められましたので、そういうお答えをさせていただいたということでございます。

議長（森本敏軌） 鈴木教育次長。

教育次長（鈴木雅之） それでは、私の方から、赤松議員さんの方から、今ご質問が出ております京都新聞、毎日新聞というお話でしたが、毎日新聞の関係、その毎日新聞の記事の関係で、宮津市の方に、私の方から確認といいますか、状況をお尋ねしておりますので、その部分につきまして、ご報告をさせていただきたいと思っております。

この宮津市の副市長さんの、このご発言をされた背景には、次のようなといいますか、このような状況があったということで聞き取りをさせていただいております。

先ほど来から話が出ておりますように、宮津市におきましては学校の再編計画にかかわります地元説明会を開催をされてきておりまして、その中で7月中旬でしたか、府中地区ですとか、それから吉津地区の地元説明会の中で、その説明会に出席をされました保護者の方から、複数の意見ではあったとは思いますが、これまでどおり橋立中学校へ通学させたいので、組合立として今までどおり残してほしいという、こういった意見が、今申しあげました地元説明会の中で保護者の方から発言をされたということでございます。

それで、そういう意見が府中地区ですとか、吉津地区の地元説明会の中では、そういう意見が強かったということをお聞きのとおりですか、話の中で宮津市の副市長さんはおっしゃっておられたということです。そうする、このやりとりの中で新聞記者の方から、そうなら与謝野町から組合立を解消したいと言ってきたらどうするのかという質問を投げかけられたということとして、そこで副市長さんの方は宮津市としても、今のまま存続するのが現実的で、最もよい方法であるというふうに考えておられたということとして、仮に与謝野町から、そのような話があっても、宮津市としては組合立を存続していくことで、協議をしていきたいというご返答をされたようです。

聞き取りで確認といたしますか、報告を受けた内容を今、議員さんにご報告をさせていただきます。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

- 1 5 番（赤松孝一） よくわかりました。私この記事が出たときにですね、京都新聞ですから、7月24日ですか、すぐに文教厚生委員さんの、ある議員のところへ電話しました。全く知らない、そんなことは。というのは私は、やはりですね、どのような形でお話されようといひんですが、やはりそういったニュースをキャッチされましたらですね、いち早く、やはり常任委員会の方にはですね、報告されるべきだろうと、新聞に出てから見てですよ、それから押っ取り刀でどうなっているだろうと、というのが、やはりこの与謝野町内でも学校の、いわゆる再編成と申しますか、適正配置は非常に関心事が多いことであります。そういったものがぱっと出てくるんですね、我々全く情報がない。しかし、もう既に教育長も町長も、そちらの方向で、まあいいでしょうというふうに、非公式であろうと、公式であろうと、もう既にお話されていると、そういったことは、やはり逐次ですね、ある程度、議会の意見の方にも向けていただきたいと、私はそのように思って、今でもいます。どんなお話されても結構ですが、というのがやはり、この町内でも今後、中学校はどうなるだろう、学校給食の問題もあります。いろいろな問題でですね、やはりお父さん、お母さん、特に今、子持つ親はいろいろな意味で関心事の一番高い方の部類でございます。ぜひともそういった点は、今後、宮津市さんと、どんな話になりましようとも、やはり逐次、常任委員会の方には、私は報告していただきたいと、こんなふうをお願いをしておきたいと思っております。

それから、もう1点、今回28ページに、丹後地区のごみ広域処理研究会の負担金225万円が上がっています。これは広域市町村圏組合とは別な組合を新たにできるように伺ってはいますが、私も所管の委員会でございますので、この点につきましてはですね、今回、初めて、私も質問するわけでございますが、どのような形のものを、いわゆる計画されているのか、この点につきまして、これは住民環境課ですか、よろしく願いいたします。

議長（森本敏軌） 垣中教育長。

教育長（垣中 均） 赤松議員の2問目に対してお答えします。先ほど、ちょっと答弁の中で一つ言い忘れましたところがありましたので、報告しておきます。その話がありましたのは、いわゆる宮津市が全員協議会に、住民説明会に先き立って2回目なんですね。それに先き立って説明をするに当たって、組合との、組合立を存続させるということと、それから日置中学校ですね、それを橋立中学校の方にとすることを説明する際に、その件について、与謝野町と積極的に協議を進めていきたいと、説明してもよろしいですかという、そういう話であったわけです。したがって、現状の組合を組んでいるわけでございますので、そのことについては協議でございますので、結構ですというふうにお答えさせていただきましたという、そういう経過があります。発端はそれでございますので、一つつけ加えさせていただきます。

だから、まだ組合をどうする、実際にという話には至ってないと、あくまで宮津市さんの思惑の話でございますので、しかし、後半でおっしゃられました情報につきましては、極力私どもも皆さん方に提供できるよう、今後させていただきますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（森本敏軌） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

今回、補正で上げさせていただいております、広域ごみ処理の研究会の負担金225万円でございますが、今回、新規で補正をさせていただくものでございます。それで、6月議会の井田議員さんの一般質問でもございましたように、現在も宮津市の清掃工場の設置期限が、平成26年3月末という状況になっております。また隣の京丹後市の清掃工場につきましても、その3年後の平成29年までという、そういう期限になっております。そういう中で2市2町の担当課長レベルで、きょうまで協議を重ねてきたわけですが、8月10日に2市2町の首長会がございまして、この中で新たなごみ処理の、可燃ごみの処理施設の整備方向について研究をしていくということが確認をされました。それで、この研究会につきましては、施設の規模をどのようにするのか、処理能力がどれぐらいのものにしたらいいのか、また施設整備の方針、運転管理のコスト計算、こういうふうなものを、この研究会の中でつくり上げていくということになります。それで、事業費は900万円ですが、その均等割、4分の1ずつということで、ごみの量とか、そういう処理を目的にしておりますので、均等割の225万円を4等分させて負担をするということでございます。

それで、この研究の内容につきましては、一応、構成メンバーとしまして、2市2町の担当課長レベルということと、それと有識者としまして、元京都大学の教授の先生に入っていただくということと、あとコンサルタントをお願いをするということで、事業費のほとんどはコンサルタントの計画づくりの費用ということになっております。

議長（森本敏軌） 赤松議員。

15番（赤松孝一） よくわかりました。ぜひとも、けさほどの水道と同じことでもございまして、我々の毎日、日々の生活の中で水道水、生活水、そして毎日出るごみにつきましては、町民と日々、毎日のことでもございまして、ぜひとも将来に向けて新しい広域な処理ができますように願っておりますので、よろしくお願ひいたします。

限られた時間でありますので、ちょっと早口で答弁しましたので、まことに申しわけありませんでした。終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

上山議員。

3 番（上山光正） それでは、ページ38ページの所管外でありますので、ちょっと確認やら心配やら、平和通りの件についてお尋ねがしておきたいというふうに思います。

まず、1点目なんですが、今、私はお手元に、この図面を持っておりませんが、この歩道は両側につけられるわけですね、そうですね。そうすると、その地盤は考えてみますと、あそこはずっと田んぼがあって、非常に軟弱な地盤ではなかろうと思うんですが、図面から見させていただきますと、今、石垣のあるところをとられるわけですね。したがって、その工法ですね、そういうのは、どういう方法でされるのかということを丁寧に教えていただきたいなというふうに思います。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

平和通りの今の既設の場所につきましては、石積みで、道路よりも一段高い位置に家屋が建っているというふうな状況になっております。この部分につきましては、一つ目は、お聞きをしていますと、昔はこの辺がずっと湿田みたいな格好で家が建っていたというふうに聞いておまして、そういうふうなお話を聞かせてもらってましたんで、私どもにつきましては、まず1点目について土質がどういふふうな状況なのかというふうなことが必要になってくるだろうということで、サンディングといいます、土質調査をさせていただいております。その結果といたしまして、大変軟弱だと、なおかつ地下水が非常に高いというふうなことから、一つ目は同じ石垣を積むというふうなことになると思いますと、底面がどうしても30センチとか40センチとかいうふうなことになるので、どうしても沈みやすいというふうな工法が出てまいりましたんで、その点については、やはり工法をかえるべきだろうと、平べったい部分がたくさんあるほど下に沈みにくいわけですね。そういった工法に変更せざるを得ないといったことが、まず1点目。それからもう1点は、地下水をできるだけ上に上げない、上げるとどうしても、どういふんですか、軟弱・・になりやすいといった面がございましたので、もう1点は基礎の部分に地下水を、もうそこから上に上がらんように遮断するんだといった工法を今回とらせていただいております。

3 番（上山光正） 方法なんだけれども、これではちょっとわかりにくいんですが。

建設課長（西原正樹） まず、最初に石垣の部分については、さっき言いましたような細長い部分なので、それについては沈みやすい。したがって、L型擁壁といいまして、定番の部分が多い面積になるほど沈みにくいという構造になります。まず最初、それを設置しなければ同じように沈んでいくと、それからなおかつ、定番の部分に通常よりも厚い基礎の部分をしてやらないと、どういふんですか、普通それが、まあいいたら採石だとか、そういったもので普通は沈まないようにするんですけども、それに例えば布を巻くような工法があります。新しい工法です。それを採用することによって、その地下水が、それ以上に上がってこないというふうな工法をとらせていただいております。この工法につきましては、今、交差点部分の部分について、歩道設置というんで

すか、もう道を広くしておる部分がありますけれども、その部分につきましても工事をやっける最中に大量の水が出てきましたんで、工法変更をさせていただいて、そういった工法を採用をさせていただいておまして、今回につきましても、同じ工法でやらせていただかないと水が出てきて工事ができにくくなる。あるいは、それによって家屋の方にも影響してくるといった内容から今回、こういうふうな工法にかえさせていただいたといったことでございます。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） そうするとですね、2メートル強、中へ入り込んでくるわけですが、そこで、そういった工法で工事されると、残る屋敷ですね、そこに将来的には、この不安はないんでしょうか。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

ただ、その部分について、じゃあそれがずっと奥まで、その工法、それによって影響が出ないかといいますと影響が出てまいります。それは多分、支持層まで、例えばボーリングを打つだとか、そういったことをしないと、家は多分沈んでいくと違うかと。例えば、それは今の時点としましては、そういうふうな、例えば、地震だとか、そういうふうなことが起きておりませんが、地震が起きた場合に、例えば液状化だとか、そういったことも当然考えられると、それを防ごうと思いますと、やはり支持層まで、そういった基礎を打たなければならないのかなというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） よくわかりました。そこでまた一つ心配事があるんですが、178号線ですね、国道。ここ従来から、課長ご存じのとおり両方のお家は相当なダンプ、バス等で大きな響きがあるわけですが、こうした液状になるような地盤ですね、この現場が。きょうまでは、あの土地は交通量が非常に少なかったわけです。行き止まりだったらね。今後は平和通りからも、それから須津の方からも、どんどん車が多分入っていくでしょう、この比率ですね、今、仮に100台が国道を走っているとしたら、どれぐらいが右折をしていくというのか、平和通りから海岸通りを利用されるんか、把握されてます。

議長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

確かに今、道ができて、90度に直角に曲がると、なおかつまた岩滝海岸線ところで90度に曲がるというふうな、二つ曲がりが出てくるだろうというふうに思っておりますけれども、確かに今の宮津の方から来ると、そういうふうな格好で、当初は、やはり半々だとか、そういったことになろうかというふうに思っておりますけれども、当然、今回の国道178号につきましても、現在、右折ラインの設置をしておまして、それでいわゆるこっちに曲がったら、こういうことになりますよというふうな案内標識なんかも設置されるだろうというふうに聞いておりますので、だんだんわかった人の部分については、そちらの方を通られるというふうに思っております。

また、今回の平和通りにつきましては、先ほども申し上げましたように大変地盤が軟らかいというふうなこともございますので、地盤の下の、いわゆる舗装の下に、まあいうたら路盤がござ

いまして、その下が普通の土になっているような今、状況になっています。したがって、今の舗装路盤、その下が、私どもでは路床と呼んでおりますけれども、その路床の部分を改良しなければならぬというふうに思っております。

当初は、その部分については、置きかえ工法といひまして、新しい土を持ってくるというふうなことを考えておりましたが、それでは、あそこが生活道路になっていますし、通行止めなんか大変、住民の人に支障を来すだろうというふうに思っております。今考えておりますのは、セメント安定処理いひまして、路床の部分にセメントをまいて、それをかくはんして、一定程度、下の部分を固めていくといった工法をとって、置きかえ工法とは別に、その工法を今度、採用させていただきたいというふうに思っております。

したがって、その工法ができますと、今みたいな、例えば振動が起こるだとか、そういったことは一つは軽減されるだろうというふうに思っておりますし、それから、平和通りの真ん中に、ちょうどあれば南に行く道路があると思っておりますけれども、その部分が一つネックになっています。今はどういふんですか、そこで山になっているというふうな状況になってまして、その部分も、今回の改良によりまして、できるだけ、そういうふうなことが起きないように格好の勾配修正をさせていただきたいというふうに思っております。現在、いうたらそれに伴って、南側に新川というて、今、ふたがしてありますけれども川があります。その部分についても現在よりも道が上がる可能性がございますので、当然、家屋の方に被害が、雨が降ったときに水がそっちに行きやすいだとか、そういったことがございますので、そういったことがないように現在、対処方法についても地域の人と協議をさせていただいておるといった内容でございます。

議 長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） この工事に至ってですね、相当、いろいろな角度から、私どもが心配しておりますことの解消に努めていただいておりますということによくわかるんですが、あその交差点から下の海岸道路に入るまでの速度制限等については考えておられますでしょうか。というのは、178号線でも観光バスやトラックの交通量が激しい折に、先ほども申し上げました、かなりの振動で家屋等にひびがいたり、いろいろなことで建設課にも申し上げると思うんですが、こういうことが今回もまた起こるじゃないかなという心配があるんです。それで、いろいろと対策は練っていただいておりますが、この交通量の関係やら、また絶対ではなくて、これで大丈夫だろうと思っておっても、どういう状況が、現実に走ってみないとね、わからぬということで、隣接の家屋の皆さんは、常々から、あそこがずっと通過すると、ご心配になるわけですね。これについての隣接の家屋の調査、こういったものは現状の実写ですね、例えば壁を、こういうところをずっと移していつとくとか、でなかったら将来的にはですね、そこをつくったがために、ここに傷がいったんだというようなことが起こりますので、こういうことも、こういった計画の中で考えておられるかどうかをお尋ねしておきたいと思っております。

議 長（森本敏軌） 西原建設課長。

建設課長（西原正樹） お答えをしたいというふうに思います。

私どもで、今回、そういった、できるだけそういうふうなことを避けようということで、例えばさっき言いましたような路床の改良をしたり、あるいは一部、縦断の見直しをかけたとか、

そういったことも今やっています。ただ、そういうふうな影響のある方が多分、2軒ぐらいあるのかなというふうに思っております。したがって、今、議員がおっしゃいましたように、例えば、工事に伴うだとか、あるいはそういうふうな損失補償、調査の部分については、やはり今後、内部の方で協議もさせていただいて、そういうふうなことがあるようでしたら、やはりそういった損失補償の調査も必要ではないかというふうに思っております。今後、それにつきましては、内部で十分検討させていただいて、そういった調査が必要だというふうなことから、また予算の方がお認めいただきたいというふうに思っております。

議 長（森本敏軌） 上山議員。

3 番（上山光正） ぜひともですね、その点についてはお考えをいただいて、将来的に道路ができたから、交通量がふえたから、なった傷ではないということがね、明確に打ち出せるような方策を練っていただきたいということをお願いして終わります。

議 長（森本敏軌） 休憩します。

5 5分再開します。

（休憩 午後 3時41分）

（再開 午後 3時55分）

議 長（森本敏軌） 休憩を閉じ、会議を再開します。

質疑ありませんか。

伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） それでは、5号補正について質問をさせていただきたいと思っています。

大きくいって4点質問したいと思いますので、時間が気になりますから、順不同でさせていただきます。

ちょっと初めに小難しいことから先に料理したいと思います。

28ページ、先ほど赤松議員が取り上げた、ごみの広域の負担金の問題ですね。これについてお伺いしたいと思っています。

概要については、その答弁の中で説明を受けていましたので、その必要はありませんが、私は新たな研究をしようというわけですから、基本的に、今までの宮津与謝の広域事業についての総括が必要ではないかと思っています。ご存じのように、これは繰り返し、繰り返し、私もかなり合併直後の決算でしたか、のときにも詳しく述べましたので、詳細には省略しますが、大きくいっていろいろな問題が起きたわけですが、それは町長自身も当事者でしたし、よくご存じだと思います。

一、二点申し上げておきますと、ダイオキシン対策でも職員の努力で、全国的に優秀なレベルをキープしていた与謝クリーンセンターの第2計画というものを断念させて、わざわざごみの広域化事業を取り込んできたわけです。これが京都府が押しつけてきたという、そういう問題や。それから制度設計自身を京都府自身が広域化事業でやったわけで、このことについて制度設計の中には各町がですね、具体的にストレートに問題指摘ができないような、ダブルの委託になっていると、こういう問題も指摘したところですが、こういう大きな問題があったわけで、当然、それはいろいろと宮津の、あの一件ですね、この議会でも井田議員も取り上げたところですが、現地の宮津市の住民への説明が徹底しないと、こういうことも起こしたわけで、これらの総括が求

められるのは当然だと思っています。

そこで、この点について、当事者だった町長に、この点での総括について、どのように考えているかお伺いしたいと思っています。その上で、まず町長だけでなく、京都府は、このことについてコメントをしてるのかどうか、どう考えているのか、ここが一番大事なところだというふうに思ってますので、このことも含めてご答弁願えたらと思っています。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 今のご質問の中で、私、承知してない部分が結構ございまして、例えば、今さっきおっしゃいましたダイオキシン対策で、第2計画が当時あったと、その第2計画というのが、あったのかどうかということは、当時、組合でしたけれども、その中で、そういう計画があるということもお聞きしたこともないですし、クリーンセンターを取りやめるということになったことについては、住民との約束の中で老朽化している。それを、あそこを取りやめなければならぬんだという説明しか聞いておりませんでしたので、その件については、ちょっと承知をしてないので、何とも言えないというふうに思いますし、今回の計画の中に京都府が入るのかどうかという点につきましても、その研究会の中では、京都府に入ってもらうことを、まずアドバイスに入ってもらったかどうかとか、いろいろあったんですけども、やはり自分たちが、やはりどういう自由な、自由になって言ったらおかしいですけども、もう一回、一から考えようということですし、2市2町でやれるのかどうか、それもまだわからない、先ほど説明がありましたように、それぞれの市や町の事情がありますので、その辺のところでもわかりませんので、まずはどういう格好がええのかということも含めて、1市2町なのか、京丹後市は単独なのか、今の段階では2市2町で、まず、その辺のことについても研究していこうという、まず第一の段階でございまして、そうした点で京都府がどうのこうのということについても、我々で考えていこうと、こういうふうな立場で、報告をするということはあるかというふうに思いますけれども、そういう形での研究会を、まず立ち上げていこうということでございます。

7 番（伊藤幸男） 議長、総括ことは触れられておらんけど、どうなの。町長、総括に触れられてない。

議 長（森本敏軌） 太田町長。

町 長（太田貴美） 総括ということにつきましては、具体的にどうであったということについての認識ということについては、具体的に私自身がしておりません。まだ進行形でございますので、今のところについては、全体の中でどうするかということについて、もう期限が迫っているわけですので、その中での問題点は多々あったかと思っておりますので、そうした研究会の中でも、二度とそういう轍を踏まないように、お互いにそれはやはり胸襟を開いた格好で申し上げさせていただかなければならない。また、そういう機会は持たなければならぬではないかというふうには考えておりますけれども、今、そうしたことを実際にということにはなっておりません。先ほども言いましたように、この2市2町でということにつきましても、非常に、まだ流動的といいますか、現実、それでは1市と1市2町ですのかどうかという、そういう判断材料もない中での話でございまして、やはりそれらのことも含めた、一たんケリをつけるといいますか、そうした総括は必要かというふうに思いますけれども、現在、そこまではいっておりません。

議 長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今の中で、答弁が漏れているのは、京都府がどういう態度をとっているかという点です。課長がもし聞いとるようだったら、課長でもこれ答えてください。今の答弁の関係で、ちょっと幾つか触れておきたいと、認識がちょっとずれてはいけません。

まずですね、新しく研究会をつくるということですから、何で今、研究会をしなければならぬかというのがね、当初の計画、当初の広域化計画の中では第2期というのは、丹後全体、今、2市2町と言っていますが、当時1市10町が一本化で、第2期計画として一本の焼炉をつくるというのが計画だったんです。これは町長知っているはずですよ。そういうことから考えたときに、今度の研究会というのは、明らかに方向転換が始まっているということが言えるわけですね。だから、そうだとするならば、総括が要るのではないかと、その前提は。町長は、いみじくも認めた発言の中で、答弁の中で、二度と轍を踏まないようにしなければならない。二度と轍を踏まねばならないということは、非があったということを認めてるわけですよ。そういうことでしょ。だから、幾つか町長が、そのことを認めていらっしゃるんですよ。だから私はね、大事なことは制度設計した京都府が何をどう考えて、どう評価したのかと、ここをはっきりしてないということが問題なんですよ。

課長、答弁をお願いします。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） ちょっと私の受けとめ方が違ったかと思うんです。今のごみ処理の問題についての総括というふうな受けとめ方をしておりましたので、その辺の食い違いがあったかと思うんですけれども、当初、1市10町というお話がありましたけれども、それが、そういうにならなかったという、当初、そういう指導がありました。確かにそれはありましたけれども、その後、それぞれが選んで京丹後市は峰山のところを使う、1市2町は今のところを使うという、そういう話の中で、流れていったことであって、それに、どれだけ京都府が加入して、どうしたかということについては、若干、その認識の違いがあろうかというふうに思いますので、その点はちょっと、私の受けとめ方が違った、あるいは違うという点をご理解いただきたいと思います。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） ともかく、今いった点はね、課長、答弁してくれるか。

議長（森本敏軌） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） 答弁をしたいというふうに思います。

まず、京都府がどういう態度をとっておるかということとして、平成11年に、ごみ広域処理計画が京都府の方でつくられまして、広域化が進められてきたという経過があります。当時はダイオキシン問題で非常に大変な時期として、その対応策として24時間、炉を稼働してダイオキシン対策をするんだという、そういう方向性のもとに、この広域計画が作成されて、京都府が強いリーダーシップを発揮されて広域化が進められてきたというふうに思っております。

この広域化の計画につきましては、平成30年度に1市10町で広域処理をするという計画は、現在もお生きております。京都府は、そのことについても認識をしておるということでございます。ただ、当時とは状況が非常に違っておりますのは、緊急性を迫られるダイオキシン対策について、一定の一段落したという、そういう状況がありまして、京都府の方としましては協力を推進するという立場は現在は取っていないということで、市町村段階で、そういう動きがあれば

支援をしていくということになっております。

それで、今回の研究会の方に京都府もぜひ入ってほしいということを書いてきたわけなんです、一般廃棄物の処理施設の許可は、京都府知事になりますので、許認可の権限者が、その研究会に入って協議するというのはどうかということになっておりまして、オブザーバー参加という形で、側面から支援をしてきたという格好になっております。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 課長も感じておると思うんだけど、今の最後の答弁のところですね、いわゆる一般廃棄物の、いわれるですね、決済する権限の人間が入るとするのは、その団体が入るのはいかなものかという話ですけども、従来、強引にしてきたわけやね。使い分けしていると思うねん、僕は。

それから、もう一つね、第1答弁の中で、町長が第2のクリーンセンター計画という問題を僕は言いました。この点は聞いたことがないという話でしたが、おもてだって聞いてないのかどうかはわかりませんが、私は先ほど言いましたように優秀なクリーンセンターの職員の、ダイオキシンをね、宮津の新しい施設よりも低い数字でずっと保ってきたことはご存じですね。その優秀な職員のある一人の方から、こういう計画は具体的に煮詰まっていたと、ゴーサインが出るころまできとったと、しかし、広域化計画が持ち込まれたために、それが全部断念したと、こういうように語っています。これは間違いないと思います。私は複数の方から、その・・・はとれたので間違いないと思っています。

次に質問です。そういうことですから、時間がもうほとんどとられちゃったんで、次に質問をします。

もう一つはですね、負担金です。問題は今回の負担金はですね、私はその総括問題との絡みでね、当然、京都府は負担金、財政的支援も含めてね、それをきちっと後始末をする必要があるんじゃないかというふうに思っています、その因果関係。だから、総括がされてないから、またフアジーで、そのままになるんかわかりませんが、その点できちっとしないと責任を果たすことにならない、京都府は。ケツじまいをというふうに思っています。これは課長ですか、答弁を願いたいと思います。

議長（森本敏軌） 永島住民環境課長。

住民環境課長（永島洋視） お答えをしたいというふうに思います。

この計画につきましては、2市2町で作成するものでございますので、この費用に対して直接的に京都府が負担をしていくということは、これはあり得ないというふうに思っております。

ただ、京都府の方には、多額の費用を要しますので、財政的な支援をお願いをしておることによってございまして、2市2町の首長連名で京都府の方に財政支援を過日、要望したということになっております。

今回の補正の中には出しておりませんが、未来づくり交付金の広域枠というのが2億円あるそうございまして、その対象にしていただげるだろうという見通ししておりますので、また、はっきり決まりましたら、補正の対応をさせていただくということで、2分の1の補助金が多分、入ってくることになるだろうというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 最後に念押しをしておきます。

京都府はどうであれ、事業が展開ずっとしてきたわけですから、そのもとについてのね、きちっと総括する必要があるというふうに思っています。総括なしに、次のステップに移れないというふうに思いますから、ぜひそこは明らかにしていただきたい。これは町長も含めて、本町としてもその点はしていただきたいと思っています。

次に、27ページ、時間がありませんから、早口でいきます。

クアハウスの健康づくり事業の問題です。この問題はですね、産業建設常任委員会の中でも協議になったわけですが、社協との関係プレーなんかで、保険事業を展開して、非常に注目すべき成果を上げているというふうに思っています。

まだまだ本格的な展開になってないわけですがけれども、この点で現時点の取組み等々わかればお伺いしたいというふうに思っています。

議長（森本敏軌） 泉谷保健課長。

保健課長（泉谷貞行） お答えいたしたいと思います。

28ページ健康づくり事業で、クアハウス岩滝使用料を29万円補正を計上させていただいております。これにつきましては、当初6万円計上しておりましたのが、教室等の参加者等々を見まして不足を来しましたので追加補正という形をお願いしているものでございます。

内容といたしましては、40歳以上を対象に健康運動教室といたしまして、8回掛ける3クールというふうな形で、クアハウスの利用を1年間促進していくという形で運動教室を予定しております。保健課といたしましても40歳からの健康増進事業、それから脱メタボ教室、クアハウスを利用した脱メタボ教室、それから介護予防事業といたしまして、介護保険の方でも高齢者を対象とした運動教室というふうなことで、できるだけクアハウスを利用した健康増進につなげていくということで、取り組んでおる中の一つでございます。以上です。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 今、お話があったようにですね、この分野は非常に注目できる、聞いてますと、かなりそれは効果といいますかね、新たな注目を浴びているということですので、大いに、今、新しく政権が変わって、制度をいろいろといらわれると思うんですけども、国や府の、そういった健康づくりや保健にかかるね、事業も大いに取り込んでですね、広い意味での、やっぱりそのクアハウスの本論に入るといいますかね、原点に戻ってですね、取り組みを、展開を大いに期待したいというふうに思っているところです。

聞くと、昨年度3,000万円の赤字から2,000万円ぐらいには減るんじゃないかということも、担当課の方からの話も聞こえます。よってですね、私は一たん今現時点、指定管理の方向に大きく準備がかかっているようですが、指定管理でなくても、こういう模索をもっと全面展開すれば可能なんではないかと、ただ単に収支が合うか合わないかというのでなくて、そういう希望を持って健康づくりに邁進していただくと、このことが大事なんではないかというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

ご指摘のとおり、今日までには、いろいろと議員各位並びに運営委員会の意見等々から、指定

管理に向けての事務を進めていくということで、この間、今日も含めまして、準備を現在しております。10月に向けて応募をかけたいという状況で内部調整をさせていただいているところでございます。

確かに合わせまして、現況の運営について、いろいろとご指摘がございましたので、職員一同、精いっぱいいろいろな角度から収入を上げていく、もちろん住民の皆さんの健康増進も含めながら収益を上げていくという努力をしております。このことと、それから今、ご指摘の直営でできるんじゃないかと、もっともっと工夫したらというご意見でございますが、その辺は、私の方としましては、取り組みとしては、やりますけれども、そういう額で現状やっつけられるなら、指定管理にゆだねることによって、さらなる活性化が図れるものであるという観点から、現在の事務を進めておりますので、指定管理に当たっては、現状でも2,000万円に近い数字に努力をしているということをもって指定管理の額と、それから取り組みについても具体的に指定管理応募者に対して指示ができるんじゃないかというふうに思っておりますので、私の方としましては、活性化も含めて指定管理の方に事務を進めていきたいというふうに考えております。もちろん住民福祉、健康増進につきましては、条例にもうたっておりますので、それを指定管理がしないというわけにはいきませんので、そのあたりはきちっとした調整を図りながら、さらなるクアハウスの活性化を求めていきたいというふうに思っております。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） 課長、明るくいこうや、明るく、暗いわ。

最後の質問、これは次の機会にあれします。22ページの携帯電話の、いわゆる基地設置ですね。事業について1,800万円計上されています。時間がありませんので、言って途中が切ったら結構ですけども。

香河ではメーカーが設置する、しかし山河では、なぜ町が設置せねばならないのかという疑問、もう一つついでにいきます。町内のエリアで何基設置が今されているのかという点と。それから、今回の場合は、維持管理はどうなるのか、財産としては、どういう財産の形態になるのかという点をお伺いします。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） お答えをいたします。

香河にも建てていただくというようなことで交渉しておりまして、町が、この方法で建てようかなというふうに思ったわけでございますけれども、それについては、メーカーの方で対応すると、それは、いわゆる採算性の問題と申しますか、いわゆる、その人口、そういったようなところを持ってきて、採算がとれるのであれば民間がやってくれるということでございます。それから山河地域については、非常に人口も少ないわけでございますので採算性がない、自分が建ててまでは採算性がない。だから国や町も出し合まして町の方で設置をさせていただくと、こういう状況でございます。公共投資した臨時交付金も、それについては採択をされるだろうというふうに思っております。

それから、所有権はあくまでも与謝野町が事業主体になるわけですから、与謝野町が所有者であると、こういうことでございます。

7 番（伊藤幸男） 何基。

企画財政課長（吉田伸吾） 今回、設置いたしますのは1基だけでございます。全体ではちょっと私、掌握しておりません。ただ、どういうんですか、携帯の不感地域、これは現在、山河地区、それから香河地区、それからもう一つわずかなところがあるんですけども、あとは大体カバーされておると、こういう状況でございます。

議長（森本敏軌） 伊藤議員。

7 番（伊藤幸男） もう時間がないので、一言だけ。

採算が合うか合わないかでやられたんでは、本当になわんね。これほどね、公的な役割があるんだで、それは大きな矛盾だということをご指摘しときたいと思っています。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

有吉議員。

1 7 番（有吉 正） 34ページ、畠山議員が質問されたわけですが、有害鳥獣対策事業の中の貸付金ですね、野生鳥獣被害対策資金貸付金と、200万円があるわけなんですけど、畠山議員の質問で、大体、内容についてはわかっておるつもりなんです。そこでちょっと整理をさせていただきますと、運営協議会、これは代表区長さんやら、恐らく町が事務局を持つてられると思うんですけど、京都府、あるいは猟友会、農事組合ですか、農会の代表の方、そして学識経験者ということで、運営協議会が事業主体となって、おりをつくられたり、あるいは緩衝帯ですか、そういうこともやっていくと、そのための200万円を国が、後からお金が、直接協議会に入ってくると、だから貸付金という形で、そこに出して、事業主体はあくまでも運営協議会がやられると、こういうふうに理解したらいいわけですね。

そこで、きょうも審議の中で辺地整備計画あたりもあったわけなんです。その中で農道整備、これは受益者負担金も2割要るといことですが、この辺地の整備あたりも、これも町が事業主体をされると、恐らくそうだと思います。そして後で農家の方は分担金を払われるであろうと、こういうふうに理解をしております。

結局、私も6月議会でもお願いしましたように、いわゆる今回でも、多くの災害被害が台風9号でありました。その中でも町が事業主体でやられる場合もあるし、同じ農地でも。それから受益者がやって、そして農地だったら7割とか、あるいは水路等々、農道あたりは7割5分の補助金が出ると、だけど事業主体はあくまでも農家であったり、あるいは水路の維持管理組合であったり、あるいは農会であったりということは、全部事業費を立てかえていかんなん、事業主体がね。いうことで、いわゆるこのような、これ町が事務局を持つてますから、こういうことがしやすくしてもらいやすいだろうなど、なかなか民間は、きょうも井田議員でしたか、官僚指導で政治指導がないと、これも同じでね、いわゆる民間は信用してもらえんのですわ、なかなか。というふうに私は理解をしております。

そこで、それこそ、例えばここでも、こういうふうなやり方じゃなしに、いわゆる農業振興基金から、ここに貸し出されるとか、我々が、仮に水路の維持管理組合が事業する場合でも、一たん借りて事業を行って、そして後でお返しすると、ここは国から200万円入ってお返しされるであろうというふうに理解するわけなんですけど、そういう点を6月議会もお願いをしておたわけなんですけど、この辺の将来的なお考え、ぜひ私が来年ぐらいから、そういった基金をつくらせていただきたいなと思って、今回も発言をさせていただけるわけなんですけれども、町長、その辺、

いかがでございましょうか。

議長（森本敏軌） 太田町長。

町長（太田貴美） 今、この場ですぐということは、なかなかお答えすることはできませんが、どういう方法があるのか、そのことによって、どうなるかということについて、内部で検討はさせていただきたいというふうには思います。その結果、どういうふう予算に反映されるか、またその後の結果になろうかと思えますけれども、ただいまのご提案については、一応、町としても研究させていただきたいと思えます。

議長（森本敏軌） 有吉議員。

17番（有吉 正） これ以上、言うことがないわけなんです、それこそ、ぜひね、これも一つのお金を回す、あるいは経済的にいろいろな意味でも、やはり環境を整備することによって、将来につなげといくということにもつながりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

これは企画財政課長ですか、この中の、その他の項ですね、財源内訳、この点200万円の、その他というのがどういうことなのか、これをお尋ねしておきたいと思えます。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） いわゆる一たん貸し付けますね。だから基金から、入ってくるのに返還金がありますね、その額が、その他の特定財源として当てはめてあるということでございます。

議長（森本敏軌） 有吉議員。

17番（有吉 正） ちょっとそれこそ、こっちの入りはこっちから返ってくるお金だと思ってみたんです。私の理解はですよ、要するに入りの方の、歳入の方の、何ページでしたかいな、18ページですね。これは貸付金が運営協議会から返ってくるという意味だったのかなというふうに理解してまして、その原資となる貸すお金ですね、これは、それはどこから出たのかなという思いで聞いておるわけです。でもお金が出るわけですから、200万円。

議長（森本敏軌） 吉田企画財政課長。

企画財政課長（吉田伸吾） それは一般財源です。しかし、この財源充当を計算する場合には、入ってくるお金と出ていくお金がありますね。だから、一たんは一般財源で賄うわけですがけれども、それが返ってくるわけですから、だから財源充当では、その他特定財源が200万円だったと、こういうことになるんです。

17番（有吉 正） 終わります。

議長（森本敏軌） ほかに質疑ありませんか。

廣野議員。

4番（廣野安樹） それでは、2点ばかりお聞きしておきたいと思えます。

過日の一般質問で、私の命の里事業ということでお尋ねをいたしました。中身の内容につきましては、町長の方からちょっと、私の聞いている範囲とはちょっと違ったような感じがしましたので、この事業の内容はどんな内容なのか、もう少し詳しく教えていただきたいと思えます。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

今回の補正予算で、補正予算書で申し上げますと32ページに農業振興費の中で、命の里事業4,761万5,000円を計上させていただいております。この事業につきましては、年度

途中から京都府から示されましたので、当初予算には計上できなかったわけでございますけれども、いろいろと検討しますと、非常に有効な事業ではないかということで、今回、取り組みをさせていただきたいというものでございます。

先日、一般質問の中で、命の里の中には山も含まれると、いわゆる山の再生も、この事業でできるんじゃないかという、そういったご意見でございましたが、この事業につきましては、いわゆる山は含まない、いわゆる農地、農村、そういうところの再生ということでございまして、メニューとして森林分野はないということでございます。強いて言いますなら、有害鳥獣の対策、関係費については、メニューとしてはあるということでございます。今回、この事業の内容を大まかに申し上げますと、いわゆる過疎化、高齢化等で大きな課題を抱えている複数の集落が連携をして、地域の活性化、再生を図っていこうということに、この事業が使えるということでございます。内部でもいろいろと検討し、従来から課題の多くございました、金屋地区、それから滝地区、この両地区の連携を図っていただいて、その地域の新たな活性化を図っていただくということで、今回、この事業の取り組みをさせていただくものでございます。この両地区につきましては、金屋地区の農地も、いわゆる他地区、特に滝地区から入作が約8割ほどあるというふうにも言われておりました、従来からそういった出入り作の多い関連した地域であり、そこがなかなか農家の高齢化等で農事組合も組織できないというような金屋地区のご事情もある中で、隣接する滝地区と連携が図れば、非常に効果が高いということで、この両地区を選定させていただいたところでございます。

事業の中身としましては、大きく三つございまして、まず里力再生事業、これはソフト事業ですけれども、これに取り組んでいただく必要がございます。事業の条件となっております、両地区の農事組合のみならず、区も入っていただいた組織だったものをつくっていただいて、いろいろな講演会とか、視察ですとか、研修会、こういったものに取り組んでいただいて、地域が連携してきずなを深めていただくということが前提になります。それを条件として、ハード事業への支援が受けられるということでございまして、一つには農業生産基盤、いわゆる農道や水路の整備、これが京都府の3分の2の補助を受けて実施ができるということで、地区内のご要望のありました農道の舗装、水路の改良等の事業を、この予算の中に含ませていただいております。

それから、もう一つは営農の基盤整備ということで汎用コンバイン、トラクター等の営農用の機械が、この事業を活用して京都府の2分の1の補助を受けて実施ができるということもございまして、これらも従来からご要望があった等でございます。これらソフト、ハード事業を双方に取り組みをさせていただきまして、その集落間のきずなを深めていただいて、将来、地区が一緒になるということは、なかなかかなりにくいかというふうには思いますけれども、いろいろな連携が図れる、そのきっかけにさせていただくことができるんじゃないかと、そういうふうには思っているところでございます。

議 長（森本敏軌） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） それでは命の里事業の中で、農業生産基盤整備工事3、650万円が上がっておるわけでございますが、この点についても、もう少し詳しく教えていただきたいのと、命の里事業補助金が781万5,000円、それがついておるわけでございますが、先ほどお聞きしておりますと金屋滝地区の事業に、それが当たるのかなというようなことを思うわけでございます

が、命の里事業のメニューの一覧表の中の一番下に、私、課長の方からいたしたいんですが、農業施策だけじゃなしに、地球温暖化対策森林整備事業として10億円事業が入っておるわけでございます、これには干ばつ、・・・等の森づくりというようなことで、作業道の整備などということで、恐らく林道の整備ということも入ってくるのではないかというようなことを思うわけでございますが、そうした中で、過日の一般質問で言わせていただきました倒木の整備など、こうした事業の中でやることが、いわゆる災害を守り、このいただきました事業の内容の中で、生活環境の整備というようなことがうたってあるわけでございますが、やはり安心・安全なまちづくりということを考えますと、これに入ってくるのじゃないかというように思うわけでございますが、そうした事業には取り組んでいただけないのか、この点をお聞きしておきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。

予算の中身に、もう少しご質問ですので、ふれておきたいと思っております。まず、補助金が781万5,000円計上してございます。これにつきましては、二通りございまして、先ほど申し上げました里力再生事業、いわゆるソフト事業に取り組んでいただくための補助金として、まず150万円でございます。これは2分の1が府の補助金の対象になっております。

それから加えまして、営農基盤整備であります汎用コンバイン、トラクターなどの機械導入に対する2分の1の京都府からの補助金、これを受けて同額を補助いたします。これが631万5,000円ございまして、それを合わせると781万5,000円ということでございます。

それから、いろいろなメニューが多くあります中で、今回、滝、金屋地区の皆さんと、どういふものに、地域としてはニーズがあつて、取り組んでほしいのかというところを十分に詰めを行つてまいりまして、その結果、必須の事業であります、ソフト事業に加えて、いわゆる農道や水路の改修、特に農道の舗装、ニーズの高いものがございましたし、それから営農面でも、まだまだ不足するということがございましたので、こういった地域のご要望を集約した上で、実行予算とさせていただきますので、そういう中では、森林のお話はなかったわけですので、それについては別の予算で対応させていただこうということで、地元との相談で決めさせていただいたというふうにご理解をいただきたいと思っております。

議長（森本敏軌） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 今、お聞きしておりますと、事業に対しましての要望等があつたから入れたというようなことをお聞きしておつたんですが、やはり安心・安全のまちづくりに対しましては、やはりもう少し目配りをしていただいて、林道の整備や災害が起きないように対策に対しまして、その地域との話し合いを進めていただいて、こうした有利な事業に展開をしていただくというようなことも一つの方法ではないかというようなことを思っております。

それと、読んでおりますと、命の里事業には過疎化の問題が相当大きく出てくるようなので、与謝野町としては、どの辺までが、この事業の対象になるのか、いわゆる、その対象地域等がわかりましたら教えていただきたいのと、先ほど、倒木や何らか言うておつたのは、今、本当に不況で、仕事がしたくてもできないというようなことのお話をよくお聞きをするわけでございますが、その点につきましては、ページ30ページで雇用対策、緊急雇用対策事業として安定化助成金3,000万円が上がっておるわけでございますが、これと並行して、災害のないまちづくり

に取り組んでいただくような施策はできないのか、この点について、お聞きをしておきたいと思
いますし、この安定化助成金の3,000万円の事業としては、どのようなことをお考えになっ
ておられるのか、その点についてもお尋ねをしておきたいと思います。

議長（森本敏軌） 浪江農林課長。

農林課長（浪江 学） お答えいたします。この事業の趣旨は過疎化、高齢化の著しい地域が選定される
ということございまして、高齢者人口、これの一定のハードルというものがございます。ただ、
これは現状というよりも、将来見込みというところでのハードルですので、それには、この滝、
金屋地区合致してくるだろうということが1点ございます。

それから、京都府の方針としましては、まず、初年度である本年度に府内で10地区程度の地
区の選定ということがございますので、なかなか同じ町で、ほかのところも出すということには
いかないということでございます。

それから、5カ年で全体50カ所程度を指定していこうということで、25年度までかけてで
すね、5カ年でも10地区というような京都府の考え方がございます。そういう中では、ほかの
地区も該当になるようなところがあれば、考えていきたいというふうに思っておりますけれども、
今回、上げさせていただきました金屋滝地区につきましては、現状としましては、町内では一番
抜きんで、この事業に取り組むべき熟度の高い地域だというふうに思っておりますので、来年
度以降の取り組みについては、今のところ白紙でございます。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） お答えいたします。

先ほど、小林議員のご質問でもお答えいたしましたけれども、今回の安定化助成金についまし
ては、町内企業の継続と安定化を図るために、企業が雇用する労働者を一時的に休養させたり、
あるいは教育訓練、それから出向等々をさせるに当たりましての賃金等の、企業が持ち出す経費
に対する一部を国が補助いたしますので、その残りの補助裏を町としてバックアップをするとい
うことでございますので、特定の申請者にしか当たらないものでございますので、ご了解いた
だきたいと思います。

議長（森本敏軌） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） まことに申しわけありません。緊急対策事業につきましては、そのとおりでござ
いました。これに対して、それではちょっとお聞きするんですが、緊急対策の補助といたしまし
ては、補助金は国や府の方から入ってくるんですか、これは町の単費として持ち出しですか、そ
の点をお聞きしておきたいと思います。

議長（森本敏軌） 太田商工観光課長。

商工観光課長（太田 明） 町の単費ということで、はい、持ち出すということになります。

議長（森本敏軌） 廣野議員。

4 番（廣野安樹） 先ほども言うておりました命の里事業につきましては、この関係する場所につ
きましては、できるだけPRをしていただいて、こうした事業がスムーズにできますように、また
要望等にこたえていただけるような事業内容に展開をしていただくようお願いを申し上げまし
て、私の質問を終わらせていただきます。

議長（森本敏軌） お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(森本敏軌) ご異議なしと認めます。

本日はこれにて延会することに決定しました。

この続きは、9月28日、午前9時30分から審議をします。ご参集願います。

大変ご苦勞さんでした。お疲れさまでした。

(延会 午後 4時44分)